第2章 第4代県庁舎(現本庁舎)の建設

第2章 第4代県庁舎(現本庁舎)の建設

この章では、第3代県庁舎が関東大震災で崩壊したため、その再建に至るまでの経緯(特に設計コンペの実施)建築デザイン、装飾等の特徴、佐野利器の関与等について記す。

第1節 当初の再建計画

(1)直営設計

この関東大震災で致命的な損傷を受けた県庁舎を再建するに当たり、再建する場所をどこにするかで意見が割れた。横浜市西区岡野町町の仮庁舎は市の中心部から離れており不便であるとの苦情が寄せられていた。大正13年、既に国からは建設費の一部・二百万円の補助金の内諾が得られている。一刻も早い再建が必要であった。先ず現在地(本町一丁目)については、せっかく再建する以上は、帝都の玄関口であり壮麗なものにしたいとの意向から、隣接の郵便局敷地を買収して広い敷地に建設したいと考えた。しかしこの用地買収は難航した。1)

明けて大正14年には、知事や高等官の官舎がある西区伊勢町(これは現在も県職員公舎がある)への移転案が浮上し、議会筋にも好意をもって受け止められ極めて有力なものとなった。なお官舎は西戸部町の十全病院裏の野澤屋別荘付近に移転することとしていた。2)

この年4月に県は岡田信一郎(工学博士・東京美術学校教授)を建築事務嘱託として招聘し(年俸1,500円、大正14年4月~大正15年8月30日)基本構想を依頼する。また8月には早稲田大学教授で建築構造の泰斗である内藤多仲を同じく建築事務嘱託(年俸1,500円、大正14年8月19日~昭和3年12月27日)として招聘した。³⁾

岡田信一郎の経歴であるが、「近代日本の異色建築家」(朝日選書・近江栄、藤森照信編)の中で、才気あふれるスター建築家としてその華麗な生涯が紹介されている。1883年(明治16)11月20日、陸軍薬剤監・岡田謙吉の次男として東京で生まれる。東京帝国大学及び大学院を卒業の後、東京美術学校と早稲田大学で教鞭をとる。建築雑誌ほか多くの雑誌に、古典から当時としては最新の分離派に至るまでの優れた論文を発表し、人気建築評論家となった。しかし何と言っても岡田の建築デザイナーとしての並々ならぬ実力を示したのは、大阪市中央公会堂の設計競技における一等当選である。明治45年、岡田が30歳の時である。

36歳で「静」夫人と結婚するが、夫人が花柳界出身であったことから、多くの友人が去っていく。その後、大阪高島屋(大正11年)や和風コンクリート造と呼ばれる歌舞伎座(大正13年)などを手がけ、遺作となる明治生命館の建設途中で50年の生涯を閉じる(昭和7年4月4日)。何故岡田が神奈川県に招聘されたかであるが、勿論岡田のデザイン力とその優れた見識は言うまでもないが、大正8年の「都市計画法」と「市街地建築物法」の制定に向けた調査会委員として建築学会側からの協力を行っており、内務省とのつながりができていた。またこの背景には中学、高校、大学と同窓であった後の総理大臣・鳩山一郎の存在があったことを大川三夫氏は前掲書の中で示唆している。招聘された大正

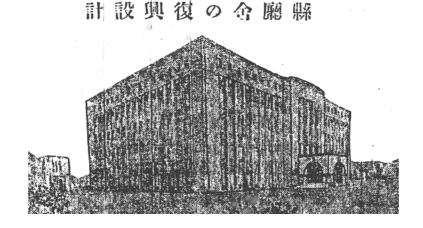
14年は歌舞伎座の工事が終了して、精神的に一段落した時であろうと思われるが、いずれにせよ脂ののった時期でもあった。病弱であった岡田は昭和7年4月4日、五十歳の若さでこの世を去っている。同じ早稲田大学で教鞭を取っていた内藤多仲は国際建築誌上に哀悼文を寄せている。この文中で、岡田の主要作品の構造設計のほとんどに、内藤が関与していたことを明かしている。複雑な意匠の歌舞伎座を鉄骨鉄筋コンクリート造でやりとげられたのも、内藤の存在抜きでは不可能だったろう。

次に内藤多仲であるが、1886年(明治19)山梨県中巨摩郡榊村(現在の櫛形町曲輪田)に生まれる。小尾嘉郎と同じく甲府中学を卒業し一高、東京帝大へと進み、造船と建築を学び明治43年に卒業する。長く早稲田大学の教授を務めるが、建築学会会長を昭和16年から21年にかけて4期勤めている。建築構造が専門(佐野利器の愛弟子)で、大家の建築作品の構造設計を数多く手がけている。建築では早稲田大学大隈講堂、山梨県庁、歌舞伎座等があるが、とりわけ内藤を有名たらしめているのは、戦後の東京タワーと通天閣の設計であろう。昭和45年に84歳で没する。

神奈川県に招かれ、岡田は予定候補地の地勢や地盤強度を調査し、結局元の県庁舎のあった場所に、3千余坪の敷地に鉄筋コンクリート造五階建てのプランをまとめあげた。5月には新聞報道され、「岡田教授の立案で 中略 最近世復興様式で、奇々浮華なるものをさけた壮麗なもの」であるとしている。4)この案がいかなるプランものであったかは今日不明であるが、最終的に完成した本庁舎と面積の隔たりが余りないことから、日の字プランで最終実施設計平面図とほぼ同様のものだったと思われる。同年8月5日にはパースのみが新聞公表されており、そのデザインは大阪府庁舎に似たあっさりしたものである。また平面計画はそのまま後の設計競技にラインプランとして配布され、そう変更されることなく実現したものと思われる。

しかしこのパースを見る限りでは、華麗なデザインを得意とする岡田自身が直接線を引 いたとは思えないものだが、新聞は岡田教授の立案と書いている。

図2-1新県庁舎案5)



横浜貿易新報が報じた新県庁舎案であるが、塔がない。この庁舎プランについて公表された点を要約すると次のとおりである。

鉄筋コンクリート造 地上5階、地下1階 延べ5,832坪2合 近代復興式で建設費は315万円 帝都の玄関として恥ずかしからぬ典雅壮麗なるもの エレベーター3箇所、暖房、各室電気時計、自動交換機による電話 飛行機からの爆弾投下に対して、中央の柱を太く、屋上の壁を厚くし、万一の時は 土嚢を使い一般の避難所となるもの

そして8月の県議会で、山崎県会議員の新県庁舎の敷地に関する質問に対して清野長太郎知事は次のように答えている。⁶⁾

「外国や帝都との関係で十分考究したが、伊勢山は裁判所官舎もありて交渉に困難であり、且つ県庁は市民や外国領事との関係及び他の官庁との接近もあるので、市役所同様原位置に決したものであって(この時横浜市役所も横浜駅近くに移転の構想があった。 筆者注) 何分諒解を得たい。」

清野長太郎知事は明治2年4月1日、讃岐高松藩士清野彦三郎の長男として生まれる。明治28年に東京帝大法科大を卒業するが、同期に浜口雄幸、幣原喜重郎、伊沢多喜雄(東京市長)がいた。内務省に採用され、富山、神奈川勤務を経た後、明治39年秋田県知事となるが、1年を経ずして満鉄の理事となる。しばらく官界を去っていたが、大正5年兵庫県知事となり、大正13年6月に神奈川県知事となっている。神奈川には1年3ヶ月ほどいたが、その後帝都復興局長官になっている。

かくして県庁舎は建設費315万円(10万円は備品費)が県議会で可決され、清野知事は次のコメントを8月20日の新聞に発表している。⁷⁾

「先般の議会で、私の提出した原案どおり可決したが、本年度は167万3千円でこれは今から実施設計を立てるのでそんなに使えるものではないが、これは国の方の貸し出しの都合で本年度に沢山借りることになったのである。県庁舎は耐震耐火の上に典雅を旨とし、地下室の外5階建である。設計には懸賞募集という話もあったが、従来他でした例をみると多くの応募者が若い人で、経験ある大家は少なく、折角立派なものが集まっても実施に当たって不適当の点が現れる恨みがあるので、今度は岡田・内藤両教授に委嘱したところ、内藤教授は極めて多忙な上に今学校の設計を主として当たっておられるところを曲げてお受けになって、両オーソリティーの手腕に待って立派なものが出来ると思う。なお県の成富建築技師の下に8・90人の若い技術家が働いているが、将来共顧問として指導が受けられるのである。」

この発言から、清野知事は設計コンペに否定的であったことが分かる。また岡田も同紙 面で次のコメントをしている。⁸⁾

「全国の地方県として有数なものであるのみならず、貴賓の出入りも多く、以前は摂政宮の御宿舎にも当てられたのであるから、外観と内容を如何にするかが一大苦心の存

するところで、限られた費用で建築の成功失敗はかかってその点に存するので、我々はまた興味深い訳である。今建築中の大阪の庁舎は最新式のもので、一般の標準にせられるところであるが、それは事務庁として然るので神奈川県庁のような位置が帝都の関門となると難しい。様式は現在は実は混乱時代で、近代式としては一定していない。あまりに一国のドイツ式とかイタリア式とかによるのは考え物で、自分は各国の特徴あるものをと考えている。そして一般人の誰にも快感を与えたい。設計案は1ヶ月程で出来るが完全なものは4~5カ月かかるのであるから、丁度厳冬の時期に工事着工となる云々。」

これら記事からは、清野長太郎知事の意気込みの並々ならぬものが伝わってくる。また 岡田のコメントは、県庁舎が単なる庁舎としてではなく、日本帝国の玄関口に相応しいモニュメントとしての性格を兼ね備えていなければならなかったとしている。しかし岡田の表現は微妙である。結果論であるが、岡田はこの大阪型のあっさりしたデザインに満足していなかった気持ちが伝わってくるコメントである。わざわざ大阪府庁舎を例示して、神奈川県庁にはふさわしくないとしている。何かがこのデザインには欠けている、それは塔であると岡田は確信していたに違いない。それは次の事実から判明する。

(2)直営からコンペ実施へ

大正14年9月13日に、岡田は内藤と共に、知事室に県の幹部を非常呼集してもらう。 (図2-2、出典・神奈川県庁物語、新聞名不詳)内務部長、警察部長、安藤地方課長、 高田土木課長、成富建築技師らが一同に会した。そして今度の県庁舎は帝都の関門にあり、 ただ重箱を積み重ねたものでなく、海上からの目標ともなるよう中央に高さ160尺の開 港記念会館のものより高い尖塔を設けるべきと主張したのであった。⁹⁾重大な設計変更の 要求である。しかも清野知事は3日後には復興局長官へと栄転が決まっていた。

こうした経過から見ると、新聞は建前上 岡田自身がデザインしたように報道してき ているが、実際は成富又三以下の土木課の 建築職員がデザインをし、岡田の評価をも らっていた程度の関わり方だったのであろ う。また清野知事は、大阪府庁舎タイプで 十分としていたのだろう。そして知事が交 代するという微妙な局面で、岡田は爆弾提 案をしたのである。それは当然ながら次の 知事の判断にゆだねられたと考えるのが自 然である。

そして9月16日、内務省土木局長であった堀切善次郎が清野に代わって知事として赴任する。堀切知事は清野知事が嫌った

図2-2 緊急会議を伝える記事



設計コンペ方式でデザインを募集することに同意したものと考えられる。この間の細かないきさつに関する記録はない。しかし、翌年の3月にコンペ実施を公表していることから、その準備期間を考えると遅くとも10月にはその意思決定がなされる必要があるからである。ただ堀切知事の代でコンペ実施が決定されたことは、やはり昭和3年の落成式における池田宏知事の式辞の中に見ることができる。

昭和3年11月1日 池田知事式辞(抜粋)10)

回顧すれば、旧庁舎は先の震災の劫火により半ば崩壊し、焦土と化するや一時仮庁舎を他に急築したるが、臨時県会の議を経て四ヶ年継続事業として旧位置に新築するに決したるは、大正 14 年 8 月清野知事の時なり。

然るに設計未だ其の緒に就かざるに知事の更迭に遭い、堀切知事赴任するや本庁の地位と其の位置の重要なるに鑑み之が設計要旨を案して図案を広く江湖に募るに決し、佐野工学博士等の審査を請い一等当選案を基礎として之に修訂を加え 以下略

池田知事は式辞で「更迭」との言葉を使っているが、今日的なマイナスイメージの意味ではない。実際清野知事は復興局長官に栄転しているからである。また「設計未だ其の緒に就かざるに」との表現は真実ではないが、清野先輩知事への気遣いであろう。清野は1年ほど後の大正15年9月に長官在任中病没している。

堀切は温泉で知られる福島市飯坂町の出身で、堀切家は天正年間に始まる土地の豪農として有名である。明治末に建造された豪邸は福島市観光開発公社が管理保全しているが、現段階で一般公開はしていない。善次郎は名前のとおり次男である。

図2-3 第25代知事清野長太郎 図2-4 第26代知事堀切善次郎







長兄の善兵衛は明治36年に慶応大学を卒業の後、ハーバード大学とオックフォード大学に留学し、帰国後慶応で財政学の教鞭をとった。明治45年に衆議院に初当選して以来九期連続当選し、昭和4年に48歳で衆議院議長を務めた。昭和15年にはイタリア大使となり、日独伊三国同盟に調印している。三男の久五郎も衆議院議員となり、地元の内池商店の社長となっている。

善次郎は神奈川県知事を務めた後、復興局長官、東京市長となる。そして貴族院議員を経て、終戦直後の昭和20年10月に、東久邇内閣から代わった幣原喜十郎内閣で内務大

臣になっている。

この時に婦人参政権の付与や選挙年齢の引き下げ、大選挙区制の採用を実施している。 また戦災復興都市計画に取り組み、戦災復興院(後の建設省)設立に貢献するが、翌年公 職追放を受け東京の都市計画は実らなかった。結局堀切は関東大震災と戦災の二つの復興 場面における責任者を経験していることになる。

しかし大正当時の内務省は後藤新平以来の伝統として、また後任の知事・池田宏に見られるように、都市計画には極めて熱心であり堀切も開明的であった。堀切は県庁舎のデザインを見せられ、一目で不満に思ったのではないか。セセション風とも見られるそれは、決して大阪府庁舎を超えるものではなく、今ひとつ心に響くものがない。そしてなによりも不満だったのは塔がないことであったろう。これらの点を岡田自身、もしくは成富又三から説明を受けたのではないか。

またこの背景として建設中の国会議事堂のデザインを見逃すことはできない。中央政府の要職にあった堀切は、建築家・下田菊太郎が国会議事堂の中央部屋根を帝冠併合様式にすべきと叫んでいたことは知っていたであろう。庁舎のデザインは、ナーバスな要素を深く包含しているのである。堀切は前任知事でほぼ決定していた設計をすべて破棄して(但し平面プランは最終実施設計までそのまま生かされたと推定される)国会議事堂と同様に設計競技に付すことを命じた。翌年3月5日、庁内組織として神奈川県庁舎建築事務所が設置され、所長心得をプロパー職員の成富又三が拝命する。

以下最初の県庁舎建築事務所のスタッフを職員録で見てみる。

神奈川県職員録(大正15年5月1日現在)11)

県庁舎建築事務所

所長心得建築技師成富又三参与地方技師高田 景参与地方技師鳥井 信

建築技手

兼土木課勤務渡邊利雄兼同内海清隆兼同泉浩三朗兼同祁答院利光

県書記

月75岩井才太郎月57市村義一月55会計課兼務青木 胥月53知事官房文書係兼務酒井順治月45会計兼務山森藤松

助手

兼杉山準三月 4 5松中直司月 4 5小西一満

総員15名であった。なお参与の高田景は土木課長であり兼務である。これらの職員はあくまで設計コンペの裏方部隊の要員であり、大半の者はコンペ後の実施設計に参加できなかった。

第2節 大正期の設計コンペ

(1)日本での設計競技の系譜

ここで神奈川県庁舎設計競技に至るまでの、日本の建築設計競技の歴史を概括してみる。 工学、あるいは技術の分野で、設計を競技で決めようとするのは建築の分野位であろう。 簡単に言えば、複数の建築技師にそれぞれ提案してもらい、その中で一番良いものを選ぼ うという至って単純な理屈だが、実際のところそう簡単ではない。

まず実施設計案を得ようとしてするのか、ただ設計者を決めるための技量を見定めようとするのかで意味が大きく違う。勿論本来の一義的目的は前者であるが、得られた設計案で、施主サイドが満足できない場合も多い。従って後者によって設計者を決め、話し合いで実施設計案を求めようとすることはごく自然の成り行きである。

次に審査を誰にやらせるかである。公正な審査ができるか。審査結果の公表をするのかしないのか。今日でもこれらは必ずしも解決したわけではない。その根本には、神ならぬ人間が、好みを排除して評価はできない限界がある。オリンピックの体操競技やフィギュアスケートも同じ問題を抱えている。

コンペの発祥は遠くギリシアの神殿にまで遡るという。特にその建築が公共的な物であればあるほど、特定の者にやらせず、意欲ある者から案を出させて国民の財産として後世に残すとの考えは民主主義の基本原理に限りなく近いものだ。そして競い合いこそが、新しい何物かを創造する原点になることを西欧文明は知っていた。

しかし日本の芸術文化の伝統は、権力者の庇護を受けながら、一子相伝の家元制度や流派なるものに如何に組み込まれるかが大切とする権威主義的風土を生み出していた。建築の分野では、特権階級のお抱え大工の棟梁にしか図面をひくチャンスは与えられなかった。明治維新後西欧文化が流入し、建築の分野でもコンペという民主主義原理に基づく競争手続きが導入されるが、その実施は過去からの伝統的権威主義や権力の介入とのしのぎあいの歴史であった。その残滓は今日に至るも存在している。12)

日本における建築学会が関与した最初のコンペは、明治22年に宮内省からの委託を受けて二重橋際の櫓台上に設置するブロンズ製置物のデザインを競うものであった。こんなコンペの真似事から始まる揺籃期から昭和の前期に至るまでコンペそのものは台湾総督府(明治41年)大阪市役所(明治45年)大阪市公会堂(明治45年)開港記念横浜会館(大正2年)明治神宮宝物殿(大正4年)日清生命保険株式会社社屋(大正5年)など結構多く実施されている。明治期からの日本設計競技の有様を総括すればすべてではなかろうが、概ね次の傾向があった。

審査委員長のボス的支配

プランや空間創造の創意を争うものではなく、ファサードや塔の見てくれを争う ものだった。大抵がラインプラン(単線による概略平面図のこと)を示されていた。 建築士にチャンスを与えようとする経済支援要素もあったが、当て物競技の批判も 当事から存在した。

懸賞設計競技と銘打たれ、最優秀作が実施作品となり、実施設計を担当できるというものではなかった。勿論当選案の今日的著作権は保護されていない。 審査のプロセスが公表されない。

(2)著作権

ちなみに、日本における著作権概念は、明治20年の「脚本楽譜条例」(勅令第78号)から始まっている。この条例(実質法律である)は演劇の脚本と楽譜に「興業権所有」と記載すれば、他人が勝手に興業に使用できないとされている。この時、同時に「写真版権条例」(勅令第79号)も同趣旨で公布されている。続いて、明治26年には「版権法」(法律第16号)が公布された。ここでは出版物のいわゆる海賊版を禁止している。

そして著作者の権利、即ち著作権という言葉を使ってその保護を目的とする日本最初の法律は、明治32年の「著作権法」(法律第39号)である。しかしこの法律52条で「本法八建築物二八適用セズ」となっていた。その理由は日本には建築物のデザイン保護の伝統がなく、未だ西欧建築の模倣導入が必要と考えられていたからである。しかし明治43年の法改正で第一条は、「文書・演述・図面・建築・彫刻・模型・写真・演奏・歌唱其ノ他学術若八美術(音楽ヲ含ム以下之ニ同ジ)ノ範囲ニ属スル著作物ノ著作者ハ其ノ著作物ヲ複製スルノ権利を専有ス」と建築が著作権の対象となった。これは明治41年に国際的著作権保護の条約(修正ベルヌ条約)に日本も加盟調印したことが要因である。これにより建築の美術的意匠は保護されることとなったが、実態面では守られなかった。

第二次大戦後の昭和45年の改定「著作権法」(法律第48号)の第2条第1項15号口には、簡潔ながら建築の著作物を「建築に関する図面に従って建築物を完成すること」と定義されている。現行は昭和54年に改正されたものだが、建築物著作権の実際の運用は、そこに「創作性」が認められるかが判断基準になっている。

今日の設計コンペでは、一等当選案はそのまま建築するか設計者の同意なく変更できないという著作権が生じている。皮肉ではあるが、発注者側の勝手な意志で変更できないことが発注者サイドをしてコンペの実施をためらう逆要因ともなっているのも事実である。

(3) 国会議事堂

昭和11年2月13日に当時の建築界の指導者二十六名が一堂に会して、設計競技の思い出や裏話を語る座談会が開かれている。それが同年10月の建築雑誌に登載されており、実に興味深い。座長を塚本靖が務め、伊東忠太、片岡 安、佐野利器、佐藤功一、鈴木禎次、武田五一、遠藤於菟、松井清足らまさに近代日本建築をリードした20名が参画している。ここでは佐藤功一が年次順に競技設計をプレゼンテーションして、関係した者がコ

メントをしていくやり方をしている。

なおこの時代は「設計競技」や「コンペティション」という言葉はあまり使われず、「懸賞設計」という言葉が多く使われ、また「設計案」は「図案」と言っている。確かに建築学会の主催であっても、建築に限らず雑誌の表紙などの懸賞図案募集がされている。また日本において実施された設計コンペについては、既に近江栄氏(日本大学教授・当時)が「建築設計競技、コンペティションの系譜と展望 (昭和61年、鹿島出版会)」の中で、ほぼ悉皆的に調査された結果が図表化されている。ここでは、コンペ史上重要かつ神奈川県庁舎の設計競技に影響を強く与えたと思われる帝国議会議事堂(以下国会議事堂と記す)と大阪府のコンペをピックアップしてみた。

大正8年の国会議事堂の設計競技を語ることは、日本が明治維新から西欧型の近代国家へと這い上がろうとする中で、古典的スタイルから日本独自の近代的スタイルを求め呻吟した日本人建築家の歴史を語ることになるだろう。またこの実施が大正8年ということであるから、当然7年後の神奈川県庁舎設計競技をはじめとする地方県・市庁舎のコンペモデルとなったであろうことも間違いない。

雑誌「建築評論」の大正8年11月号に、佐藤功一(早稲田大学教授)と大熊喜邦(大蔵省議院建築局技師)によるその経緯や作品への論評が詳しく載っている。

日本最初の本格的議院建築の構想は、古くは太政官時代の明治七年、副島種臣が民選議院設立建白書を提出した頃から意識されていたが、明治十九年二月に内閣直属の臨時建築局が置かれ、ドイツからヘルマン・エンデとウイルヘルム・ベックマンを招請して計画立案をさせたものが最初である。この構想は推進者である外務大臣で臨時建築局総裁・井上馨の失脚によって立ち消えとなった。

図2-5 エンデ&ベックマンによる日本議事堂案パース



出典 建築評論(大正8年11月)

明治21年に帝国憲法が発布され、どうしても23年の国会開設までには必要となり、 やはりドイツ人のアドルフ・ステヒミュレルの計画案に基づいてナスチェンテス・チーゼ が意匠設計を行い、木造の仮議事堂が23年の10月に2年半の突貫工事で再建される。 しかるに24年の1月24日に炎上してしまう。貴族院は帝国ホテルを、衆議院は虎ノ門 の工部大学校跡を利用することでしのいだ。初代議院はわずか2ヶ月の命だった。そこでまたドイツ人オスカル・チーツエと妻木頼黄、吉井茂則が担当し、9ヶ月の突貫工事で完成させる。余談になるかもしれないが、この二代目は、大正14年9月18日に修繕工事中失火し、消失してしまうがなんと今度は工期80日という驚異的大突貫工事で再築してしまう。政友会と憲政会の熾烈な政争と世情騒然たる中で、議院の不存在は許されなかった。

日清戦争と日露戦争が終わり、そろそろ木造議事堂の本格修繕が必要となり、新たな議事堂建設の世論が起こってきた。明治39年頃から、大蔵省の妻木頼黄を中心にして設計を開始し、明治41年に1,200百万円の予算が計上され、議会を通過すれば42年に設計、43年度から工期15年で建設することとなる。これに猛反発したのが辰野金吾をトップとする建築学会側であった。まず41年3月号の建築雑誌に、辰野金吾、塚本靖、伊東忠太の三者署名による「議院建築の方法に就いて」なる論文で火蓋がきられた。主張とするところは、要するに大蔵省内の限られた建築技師達だけで設計されるべきではなく、広く懸賞設計競技でやるべきだというものである。

元々辰野金吾は、議院建築を自らの総決算として自分が設計したかった。実際東京帝国 大学で教鞭をとっていた辰野は、3年生の設計授業で必ず議院建築を課題としている。ま た設計競技となれば、必ず自分は審査委員となり、一等当選案を自分の思いのままに変更 させることが出来るからだった。事実大阪市公会堂のように、そうした例があった。また 辰野は読売新聞記者を通じて、反妻木頼黄の論陣を張らせる。例えば妻木設計の日本橋批 判もやらせる。

しかし議院建築予算は千7百万円で明治43年の2月に国会を通過した。怒った辰野は 3月14日に学会を臨時招集し、同17日に各大臣宛に「帝国議院準備に関する意見書」 を提出した。その内容は、議院建築は明治の聖代を代表する国民的様式とすべきで、使用 材料などを含め多くの検討課題があり、準備委員会には学会の建築家を参加させるべきだ ということであった。

この時、美術家団体「國華倶楽部」も意見書を出す。その主旨は、議院建築は天平時代の大仏殿や江戸時代の城郭にも比すべき歴史的大事業であり、その様式は従来の西洋の古典的なものを直写したようなものであってはならず、新たに明治建築の典型となるものを作れというものだった。これは日清・日露の戦勝後、国民の間に醸成されてきた国粋主義の傾向を背景にしていた。

同年5月26日に、議院建築準備委員会の官制が公布されて、27名の委員が選ばれる (大蔵大臣が委員長、貴・衆両議院議長が副委員長)。内技術系が9人で、建築界からは妻 木、辰野の2人が入った。また臨時委員として5人任命され、塚本靖と伊東忠太が指名さ れた。

会議は7月14日から始まったが、辰野と妻木の論争は熾烈を極め、他の委員が辟易するほどであった。要はコンペでやるか否かである。妻木の主張は、未だ日本での建築技術者は育っておらず、公共建築に熟達した大蔵省の技術者達で十分対応でき、過去の設計競技でも大した成果がないではないかというものだった。

先の座談会で、伊東忠太はこの当時を振り返り、次のように述懐している。¹³⁾

「辰野先生が熱心の度を越して少し興奮されて居った。そうして与論を喚起し政治的にも策動された結果、委員会もできたのであります。そうしてその原案を妻木さんが図案をして矢橋君や武田君が手伝って大蔵省で作ったのです。その案で宜しいか悪いかと言うことを委員会にかけた。ところが辰野さんは頭からそれを否定され、我々は辰野さんの驥尾に附して辰野さんに援勢して、これは適当と思われないということで揉み合った。中略

そこで辰野さんが私に、お前懸賞競技の提案をせよと命令された。それから私は懸賞競技にすることが宜しいと言うことを提案したのです。ところが政府側の人は挙って反対しました。 中略 下条君(政府側委員の一人・筆者注)は、これだけ大勢の建築家が集まって居るのだから、みんなで相談し合って練ったならば、もうそれ以上良いものが出来るとは思わぬから、懸賞競技なんというものは不必要だと言われた。それについて私は、下条さんは絵のことに精通されて居られるが、東西の各派各流の絵描きの名人を数名選んで、その数名の画家が互いに相談して絵を描くとして、それで立派な絵が出来ると思うか、それは当然寄せ書きの絵になるので不得要領な絵が出来るに決まって居る。建築においてもその通りで、誰か信頼する一人のアーキテクトに全力を傾倒してやらせなければ良いものが出来ない、即ち競技に依って優秀なる考案を得ることが最善の策である、とこう言ったら下条君は憤然と怒りを発した。云々」とある。

明治43年8月25日、建築学会は意見書を決議して、各委員に提出した。その内容は次のものだった。

議院建築の設計は競技 (competition) に拠る事 但条件左の如し

- い 一般競技 (open competition) に附する事
- ろ 応募者は日本人に限る事
- は 審査員は日本人に限る事
- に 様式は (architectural style) を束縛せざること

こうしたなかで、辰野の頭を悩ませたのが、議院建築のスタイルを実際問題どうするか ということであった。先の美術家団体「國華倶楽部」をはじめとして世論も新たな日本的 なるものを求めている。

そこで建築学会は明治43年の5月と7月の二回に渡り、「我国将来の建築様式を如何にすべきや」というテーマで一大討論会を開催した。 14)テーマは一般論的であるが、勿論議院建築を内々意識したものだった。当時の建築の大家とおぼしき大多数が集まり、真剣に討議している。議論は和洋折衷主義と西欧直写主義に大別された。そして関野貞と佐野利器の主張した「折衷して出来上がったもので日本式でも洋式でもない一つの新しい様式でなければならない」との説が有力であった。この議論は今日からみれば結論の出るはずのない、無い物ねだりをした感のする議論だったが、明治維新以来の西欧文化の学習段階から、自分のスタイルを求める自立時期に日本の建築界が達したことを示していることで重要なものだ。そして神奈川県庁舎がその解答例であったことも間違いないと筆者は考えている。

特に、後年辰野に代わって日本建築界の指導者となる佐野利器の発言は注目しておく必

要がある。「佐野博士追想録」の中で、佐野は次のように語っている。 15)

様式については懸賞競技によって決定されるものと世間では考えていた。処が段々調査が進むに従って政府では競技に付する考えが全然ないことがわかった。これを公募しると言うのは今日の共産主義の如く過激にきこえたらしい。 中略 私の印象深いのは、沢柳政太郎(文部次官)氏の演説で「日本は精神文化、並びに芸術では外国から採り入れながら、より以上に発達せしめる。仏教、儒教、絵画、彫刻然り、建築様式も日本で大成する時期が必ずある。議院建築は今は仮建築でよい、本建築は日本の建築様式が大成してからの方がよい、今は時期尚早である。」という趣旨である。私は此の説に大いに共鳴した。

ところで、議院建築準備委員会であるが、明治44年の1月に競技設計について採決が行われる。出席委員二十一人の内、競技設計に賛成した者は辰野以下わずか六名と圧倒的多数で否決された。学会の報告書に、政府委員(大蔵次官)の若槻礼次郎の意見が記録されている。

- 一、第一流の技術家を挙げて審査員とせざるべからざるが故に第一流の考案を得る能は ず、
- 二、競技の成績必しも公平好良ならず。
- 三、一等当選の設計必しも実行に適せず。
- 四、故に準備委員会を組織して第一流の技術家を網羅し政府の原案を審議せしむるは寧 ろ競技に依るに優れりと認む。

建築学会は負けたのである。この報告書で執筆者中村達太郎は妻木への敵意をむきだしにして、「反対者十五名中には建築専門家は唯一人の妻木委員ありしことを特筆す」と記している。この頃の大方の建築学会側は妻木憎しで固まっていたようである。先ほどの座談会でこんな発言がされている。 16)

佐藤君(佐藤功一・筆者注)日本橋が出来たのはいつでしたかね。

黒田君(黒田朋信・筆者注)明治44年です。

佐藤君 何月です。

黒田君 3月です。

片岡君(片岡 安・筆者注)黒田君が大いに非難したね。

黒田君 塚本先生なんかの意見で・・・

佐藤君 時事新報の記者が来て、日本橋の批評を書けと言うのです。私は何も知らなかったのだが、生意気盛りで、大いに叩いたものであった。そうしたところが、我々の仲間から喝采を博されるのです。あれはやはり妻木さんの作だったのだというので、成る程と判った。

片岡君 アンチ妻木連中というのがあったね。

しかるに、この議論は元々新議院建設に巨費を投じることに消極的だった貴族院に絶好

の口実を与える結果となる。同じ建築家同士が認めないプランは問題であり、もう少し研究すべきだということである。準備委員会は明治44年3月に廃止された。そして、翌45年明治天皇が崩御し議院建築問題は沙汰止み状態となる。また妻木は体調を壊して、同年3月に官を辞し、大正5年10月に亡くなる。

しかし仮議院の老朽化は進む。大正6年8月22日、再度議院建築調査会設置が官報で発表される。妻木頼黄亡き後、最早辰野の主張を止める者はいなくなった。調査会には辰野金吾、塚本靖、横河民輔、矢橋賢吉(大蔵省技師、妻木のいわば弟子)が委員として参画した。そして、建物の設計は懸賞競技とし経費は六万円の予算とすることなどが決まる。かくして大正七年六月に、臨時議院建築局が正式に設置され、議院建築意匠設計は懸賞を以て公募する旨が決まった。そして同年9月16日懸賞募集が公表された。

議院建築意匠設計懸賞募集規定(抜粋)17)

第一條 臨時議院建築局は本規程に依り議院本館の建築並に敷地内一般配置に関する意匠 設計を募集す

第二條 応募者は帝国臣民に限る

第三條 募集を第一次及第二次に分つ 第一次当選者にあらされは第二次募集に応することを得す

第四條 応募設計の提出期限左の如し

第一次 大正八年二月十五日まて

第二次 大正八年九月十五日まて

第五條 略

第六條 設計に関する条件左の如し

- 一 建築敷地は東京市麹町区永田町一丁目二丁目に於ける附属第一号図面朱線区域と す 但し着色の部分を以て其区域と為すを妨けす
- 一 本館は三層とし建坪は三千六百坪内外とす 坪数は壁真を以て計算す
- 一 建物は東方を正面とす
- 建物の様式は応募者の随意なりと雖も議院として相当の威容を保たしむることを要す
- 一 建物は耐震耐火及耐久構造とし建築材料は已むを得ざるものの外本邦産を用ふへ 」,
- 一 本館の建築総工事費は五百万円以内とす 以下略
- 一 貴衆両院の位置は附属第五号間取り略図の通り建物の左翼を貴族院、右翼を衆議院とし、中央部は皇室用其他両院共通の室を配置すへし
- 一 門は中央正面各々一個所の外適当と認むる位置に通用門を設くへし

第七條~第十一條 略

第十二條 応募設計は審査の上当選者を定め左の賞金を交付す

第一次 当選

二十個 各々金壱千円

第二次 当選

一等賞一個金壱万円二等賞一個金六千円三等賞二個各々金参千円

以下略

審查長及審查員

- 一 審査長は臨時議院建築局長官を以て之に充つ
- 一 審査員左の如し

 臨時議院建築局参与官
 柳田國男

 臨時議院建築局参与官
 寺田 榮

同局常務顧問 工学博士 塚本 靖 同局常務顧問 工学博士 丹羽鋤彦

同局常務顧問 山下啓次郎

同局常務顧問 工学博士 辰野金吾 同局常務顧問 工学博士 横河民輔 同局 顧問 工学博士 古市公威 同局 顧問 工学博士 中村達太郎 同局 顧問 正木直彦 同局 顧問 曾禰達蔵

同局 技師 矢橋謙吉

この規程で特筆すべきは、六條で参考の平面プランが示されていることである。大熊喜邦はその理由を、「間取りの参考図を与えたのは、議院の室数が極めて多く、且つその連絡の加減がすこぶる難しいからである。しかし必ずこれに依らなければならないのではなく、十分改訂を加えて設計してもらいたいという条件であった。」と述べている。このやり方は後の神奈川県庁舎の場合は勿論のこと、戦前の官公庁舎コンペの大半に援用された。

大正8年2月15日に締め切られたが、108通の案が応募してきた。3月20日に20の第一次当選者が発表され、同9月15日には第二次案が出そろった。翌日からすぐに審査が始まり、10月16日に審査は終了する。なお妻木頼黄と争いながら明治時代に君臨した辰野金吾は、この年3月25日に亡くなっている。

審査結果は次の通りだった。

第一等 東京市麹町区麹町一丁目三番地四号 官吏 渡邊福三 第二等 大阪市外天下茶屋五百七十六番地 片岡建築事務所技師 吉木久吉 第三等一席 東京府下代々幡町代々木初台四百七十六番地 永山美樹 第三等二席 東京市小石川区指ケ谷町百三十番地 官吏 竹内新七

次ページに当選案をしめすが、すべて出典は「建築世界」(大正6年10月号)

図2-6 一等当選渡邊福三案



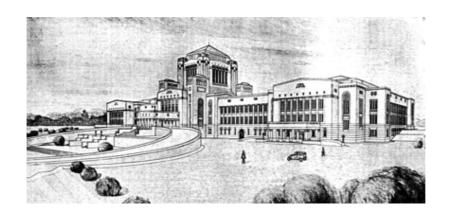
図2-7 二等当選吉木久吉案



図2-8 三等一席当選永山美樹案



図2-9 三等二席当選竹内新七案



大熊は、建築世界(大正7年12月号)誌上で、総じて成績は良くなかったと評価している。そして、これこそが一等に相応しいというものはなく、どれも似たり寄ったりだったと言う。第一次審査に応募した118の作品を大熊は、次の通り様式で分類している。

復興式系統が53点 内イギリス風12点、フランス風3点、イタリア風2点 アメリカ風2点、その他29点、日本式混合2点、 日本趣味を加味2点、東洋趣味1点

近世式系統が58点 内東洋趣味加味2点、ゴシック加味1点、ロマネスク加味1点 ビザンチン加味1点、イギリス風味2点、クラシック2点 ドイツ趣味1点、いわゆる近世式48点

復興式(ルネサンス様式のこと)の中には明治初年の大工式(擬洋風のことと思われる)が4点あったという。さらに大熊は当選案を次のように評価する。

一等案

ギリシャ式に近世の手法を加えた様式で品位と落ち着きがある。中央の塔は高すぎる。 製図力は見事で、ディティールも非常に美しい。厳密に言えば、仕上げが立派なため惑 わされたのではないか。プロポーションも良いとは言えず、総じて新味に欠けるものだ。

二等案

立面はイギリス風ルネサンス様式で、おとなしく新味に乏しい。目立った欠点もないが これという特徴もない。平凡であるが、真面目さが感じられる。

三等一席案

イギリスとフランス、ドイツのルネサンス様式の混合した変化の多い極めて繊細なものである。一見して西洋の建築であり、日本の国会議事堂としては躊躇せざるをえない。 製図は麗しいものだった。

三等二席案

外観はドイツ風の新しさがあるが、議事堂としては疑問である。この案が当選する位ならば、他にも採用されるものがあったはずだ。

一等当選の渡邊福三と三等一席の永山美樹は共に宮内省内匠寮の技師だった。そして名義はともかく、基本案は内匠寮技師木子幸三郎が作成したもので、渡邊、永山の外、吉武東里、塚本重五郎、椎原兵一等が協力して製図し、一等案は締め切り一週間前に完成したので、もう一案やろうということで三等一席案が作られたものだという。いずれにせよ、巨匠・片山東熊以来の宮内省内匠寮の並々ならぬ実力を示したものである。

しかしこれらクラシックなスタイルが当選したことに、当然の如く批判がおこった。少 壮の建築家・中村鎮(建築非芸術論を主張した野田俊彦と建築は芸術と主張するいわゆる 俊鎮論争をしたことで有名)は、当選案は甚だしい時代錯誤の無内容で形式模倣の幽霊だ とし、もう一度設計競技をやり直せと主張する。中村鎮は明治23年10月20日福岡県 に生まれ、大正3年に早稲田大学建築科を卒業している。大正15年に完成した横浜市長 公舎を設計している。この中村は直接大蔵省技師・矢橋賢吉と会い、もう一度やり直すよ う申し入れるが、当然金も時間もないと言われる。さらに中村が怒るのは、この当選案は 実際には採用せず、議院建築局内部で実施設計をするということだった。

しかるに、実際にそうなった。元々この懸賞設計競技は「施工決定案の参考案を得るため」のものとされていた。結局妻木の設計競技不要論は形の上で辰野に負けているが、実のところで勝利したといえようか。なお臨時議院建築局は宮内省工匠寮の名手、吉武東里を抜擢し、意匠部門のチーフとして採用している。そして、神奈川県は庁舎の設計競技後、一等当選者である小尾嘉郎を招聘していることから、このやり方を真似していることが分かる。

里東近吉・

明治40年京都工芸学校卒、宮内省内匠寮の技手となる。天才図案家と言われ、明治44年の日本大博覧会コンペで一等入選する。大正8年の議院コンペでは表面にでないものの、才を認められ大蔵省営繕管財局に呼ばれる。現国会議事堂の設計、特に内部デザインでの役割は大きかった。

ところで現議事堂は誰の設計かなどについて、先の座談会でこんなやりとりがされている。 18)

- 佐藤君 今建って居る議院建築というのは、大蔵省案だけれども、主として武田さんで すか。
- 武田君(武田五一のこと・筆者注)あれはみんな寄ってやったんですよ。結局は小林君 の原案に依って、そうしてみんなが寄って、ああでもないこうでもないと言っ て作り上げた、その時は池田君、僕、それから主として小林金平君そんなもの です。あと、中央の塔は、帽子を取り替えて今のようなものになった。
- 佐藤君 伊東先生のお話と根本の相違がありますね。(懸賞競技で優秀な案を選び、一人のアーキテクトに任せた方がよいとの説・筆者注)こういうところは将来そこに疑問が起こるがどうです。
- 武田君 あれは伊東君の独自の説なんだ。
- 片岡君 伊東さんの説は事実裏切られている。百年の後、昔の意見通りにやらなかった ために、明治大正の建築というものは、行くべき道を行かなかったと言う評論 家が起こるかも知れないけれども、今は一人の若い頭の良い創作家がやった建

築の出来ているものは一つもありません。みんな老人か経験のある人が寄って たかって、帽子を変え、色を変え、そうしてできたものだ、これだけは確かだ。

武田君 それは実際、建築を一人ででっち上げるということは昔のことでしょう。今は そんなことはとても駄目です。

佐藤君 しかしこの事は建築上大事な議論のあるところでしょうから、余程慎重に考える必要がありましょう。

この議論は、実は古くて新しい問題である。この後、建築デザインの著作権や職能(プロフェション)といった概念が徐々に確立されてくるのだが、一方でゼネコンや官公庁の設計チームによる作品も多々建築されており、この作品は誰々によるものと割り切りたい建築史家を悩ませたりしているのも事実だ。また武田がさらっと「建築を一人ででっち上げるということは昔のこと」述べているが、建築家個人の権利などには頑迷に顧慮すべきでないとの立場を明確にしている。

なお武田五一は大蔵省臨時建築局の兼任技師で、明治41年に矢橋謙吉らと共に各国議事堂の視察にヨーロッパに出張している。また建築学会の役員でもあり、辰野対妻木論争では、双方の立場の顔をもっており、その意味で苦しい立場であった。大正7年に臨時議院建築局が設置されるとやはり兼任技師となっている。定年までこの兼務技師は続けたが、実際にはたまにしか職場には行ってない。兼務技師をしていたことが、冒頭の佐藤功一発言の背景であった。また大熊喜邦の回想録では、国会議事堂の中央広間の壁に使用された国産トラバーチン(琉球産)は武田の強い推奨があったと記されている。

かくして大正9年1月30日に首相・原敬の玉串奉奠による地鎮祭、昭和2年4月7日 に上棟式、そして昭和11年11月7日に、18年の歳月と2,579万円余りを要して 竣工した。これが今日我々が目にする現在の国会議事堂である。

ところでこのコンペ当選案について怒った男がもう一人いた。異端の建築家と呼ばれる下田菊太郎である。下田菊太郎については「文明開化の光と闇・建築家下田菊太郎伝」(林青梧著、相模選書)が詳しいが、小説の体裁をとっておりどこまで史実に忠実かは随所に疑問が残る。

このコンペに下田自身が応募しているが一次審査で落選している。当選案が発表されて間もなく、その展示会が青山憲法記念館で開催された。これを見て、下田はそれら作品がまるで西欧スタイルの模倣の域を出ておらず、日本の議院建築は日本伝統の様式を取り入れるべきものとの考えから、実施することは許されないと決意する。下田自身の応募した計画は、本体部分を西欧スタイルにして屋根を紫宸殿様式にしたものだった。そして自ら「帝冠併合様式」と名付けた。下田の考えは彼自身の著書「思想と建築」¹⁹⁾に見ることができる。

下田は大正9年末に始まった第44回の議会で、貴族院の請願委員会宛に国会議事堂の 設計変更に関する請願書を出す。その中で一等当選案について次のように評価する。

- 一 主義なく模擬したるその中央高塔が全体に比し高過ぎて貧弱なる事
- 二 中央高塔が何等の補助力なくして急に高く設けらるるため、却て建築全体の衰弱を来たし、宏壮の態趣なく、耐震的の考慮なき事。

- 三 狭間柱たる皇室便殿玄関の六本柱型は左右の広間柱本型に対して中心的な威重なき 事。
- 四 建築の景勝を示すべき大広間は、欧米に於ける三、四流の会社銀行的様式に劣るとも 優る所なし。
- 五 玉座の位置を白国ブラッセル宮殿式階段型に倣わんとして三階に設けしは、議事堂の 二階にある関係上、其の都度、主上の御昇降を煩わし奉るに至るなり、無謀の考案と 認めざるを得ず。 以下省略

この下田の批判するところの一と二の事柄は、実は後述する神奈川県庁舎懸賞設計における一等当選案にも全く同じ批判があった。それはとりもなおさず神奈川県が議院コンペを手本として、事前に参考平面図を配布したため、共に塔を含めたファサードの見てくれの良さを競うコンペになっているからである。

大正9年1月30日、原敬内閣の下で地鎮祭が行われてから、当初750万円の10ヶ年継続予算が、足かけ何と18年の歳月と総工費2,600万円を費やし、いまだ2・26事件の余韻がさめやらぬ昭和11年11月7日に竣工式を迎える。政府は広田弘毅内閣になっていた。

ところで国会議事堂のデザインであるが、よくよく見ると不思議なデザインをしている。 長谷川堯は「建築の現在」(SD選書、昭和50年5月、鹿島出版会)の中で「巨大な墓碑、 を想起するようなこの鈍重な鉄とコンクリートと石の量塊」と評する。特に中央の屋根は 下田の主張を入れて日本風のものにしたとして、林青梧氏はノンフィクション小説「文明 開化の光と闇」で記述しているが、どうも日本風とは異質な感じがする。しかも最頂部の 塔はイスラム風に見える。

日本という国の象徴とも言うべき議事堂の中央尖塔は一体誰のデザインなのか、また神奈川県庁舎はそれを真似たものなのか、この二つの疑問はある時期、近代建築史家の頭を悩ませた問題だった。神奈川県が平成元年に刊行した「神奈川県庁物語 本庁舎建設六十周年記念 」の中にも帝国議会議事堂と神奈川県庁舎の塔のデザインについて「デザイン創造上の過程はどちらが先であったのか、興味深いところである」と記されている。

まず誰によるデザインかであるが、先ほどの大家達の座談会では佐藤功一が武田五一に向かって「今建って居る議院建築というのは、大蔵省案だけれども、主として武田さんですか」との問いに「あれはみんな寄ってやったんですよ。結局は小林君の原案に依って、そうしてみんなが寄って、ああでもないこうでもないと言って作り上げた、その時は池田君、僕、それから主として小林金平君そんなものです。あと、中央の塔は、帽子を取り替えて今のようなものになった」と応えている。この言葉から屋根のデザインを変更したことに間違いはない。武田はみんなでやったという曖昧な言い方をしているものの、自分は関与していないとは言っていない。武田の立場は臨時議院建築局の兼務職員であるが実体は顧問といった立場にいたが、実際に妻木無き後の大蔵省営繕を取り仕切ったのは矢橋謙吉(明治27年東京帝大建築卒)だった。

しかしさらに重要な証言が「公共建築」の昭和51年1月号と2月号にあった。建築史

家の村松貞次郎氏と建築家・下元連氏の「官庁営繕草創のころ」と題する対談が載っている。²⁰⁾

- 村松 私たちよく今日の議院建築というものは大熊喜邦さんが担当されたんだ。一言でいえば建築家としてみたら大熊喜邦という人は議院建築を建てた建築家だというようなことになりますけど、どうもかなり矢橋さんがお膳立てをされたように思いますけど、その辺りはどうですか。
- 下元 それは、ほとんど矢橋さんの作と言っていいと思います。矢橋さんのアイディアを受けて吉武東里君と、小林正紹君が図面を起こしたんです。で、小林君は臨時建築課の時から、私らの先に入ってやってまして、工手学校を出た人で、なかなかデザインのうまい人で妻木さんにも気に入られたデザイナーでございます。吉武君は懸賞の時、宮内省にいたのを大蔵省に出向してもらって、両君で議院建築の図面を引きました。殊に真中の塔はいろんな批判がありますが、これは矢橋さんの案でしてね。あの建築はもう一階高いのが欲しかったんですが、どうしても予算がない、坪数がオーバーするのでそうなったんです。大熊さんは矢橋さんが亡くなられてから後を次いで完成されたんです。完成された時には大熊さんでしたけれども設計を主催し、上棟式までは矢橋さんがおやりになりましたからね。

ここに登場する下元連氏だが、大正3年7月に東京帝大建築科を卒業し、佐野利器の紹介で大蔵省大臣官房臨時建築課に採用され、一貫して官庁営繕の仕事に携わる。下元の設計で大正3年に建設された専売局の秦野工場は、大蔵省営繕で最初の鉄筋コンクリート造である。エブラムの水セメント比説がまだ導入されていない時代である。著明な作品としては、昭和3年竣工の総理大臣官邸がある。フランク・ロイド・ライト風の横のラインが強調された作品で、部下の笹倉梅太郎が詳細図を引いた。旧警視庁や横浜税関(クイーンの塔)も彼の作品と言われ、いずれも名作との評価が高い。税関庁舎は昭和9年3月に完成しているが、震災時明治18年完成の煉瓦造庁舎は崩壊し、早川検査課長以下50名の職員が殉職している。当時通関士をしていた浜鶏六氏が残した随筆「横浜の破滅」(昭和36年7月)の中で、昭和9年3月の新築祝賀会でF会計課長が「県庁は300万かかったが、税関は160万と半分である。せめて県庁より優れたところをもちたいと、塔の高さを県庁より15尺高くした。」との挨拶をしたエピソードを語っている。

昭和21年に戦災復興院営繕技監の職をもって退官し、その後下元建築設計事務所を主 宰する。また小尾嘉郎も昭和40年から41年にかけて下元建築設計事務所に勤めている。 そしてこれが実質小尾嘉郎最後の勤務となった。下元もこの対談後程なくして死去した。

佐野利器は既述の「佐野博士追想録」の中で、「意匠原案は公募の結果、元老達の審査を経て吉武東里氏が一等に当選した。これを原案として今日の議院建築が出来たのである。吉武氏は実に器用な人であり又人柄も立派で、蔭の人となりきって満足していた。議院の本建築の各部の意匠も主として此の人の手になったものである。構造には斎藤亀之助氏を推薦し、私は助言の程度で余りタッチしていない。実は私は日本のような貧乏国があんなに金を掛ける建築の仕方には常に反対であった。度々の追加予算の会議の時等は反対ばかりしていたから、当局にとっては面白くない存在であったろう。斎藤氏にも構造を節約して装飾費を出すのは馬鹿げた事だと言い聞かせていた。」と語っている。

下元氏と村松氏の対談で一つの謎は解けた。チーフデザイナーは職責上矢橋謙吉であった。しかしあの議事堂の塔は何をモチーフにしたかは判然としない。下田菊太郎の主張する紫宸殿を採用するのは業腹であり、いろいろの思案により、段型寄棟に落ち着いた。三等二席に当選した竹内新七案の屋根の形に似ている。これを持ってきたとも思える。

また北原遼三郎は「明治の建築家・妻木頼黄の生涯」の中で、もともと明治43年に大蔵省の妻木頼黄らによって描かれた意匠に似ているとの有力な説を唱えている。²¹⁾

近年さらに鈴木博之氏は、「日本の近代10、都市へ」で、国会議事堂の中央屋根はハリカリナッソスのマウソロス王の墓をヒントに、伊藤博文の慰霊の意味をこめたものであるとの新説を唱えている。²²⁾

昭和58年に神奈川県県民部文化室が企画し、横浜国大の河合正一教授に執筆依頼して刊行された「かながわの近代建築」(かもめ文庫、昭和58年3月)という本がある。その中で河合教授は県庁舎の屋根のデザインについて「当時設計中の帝国議事堂に影響されたのかもしれない。」(同書93ページ)と述べているが、これを立証することは容易ではない。ただ客観的・具体的事実として、国会議事堂のプランと模型写真が公開されたのは、建築雑誌の大正10年4月号の「帝国議院建築工営経過」との記事であるが、同じ号の巻末には名古屋高等工業学校の卒業者名簿が登載されており、小尾嘉郎の名前もはっきりと見て取ることができる。従って時系列的に、国会議事堂の方が神奈川県庁より早く、さらには小尾嘉郎がこの模型写真を見て影響を受けた可能性はないわけではない。しかし後述するように、小尾の神奈川県庁舎コンペ応募案の屋根はまったくオリジナルなものと筆者は考えている。

いずれにせよその屋根の形を日本的なものとせず、大抵の建築史家は国会議事堂を帝冠様式に分類していない。ただし林青梧氏の下田菊太郎を取り扱ったノンフィクション小説「文明開化の光と闇」(相模書房)では帝冠様式としている。それは大正10年に建築雑誌で国会議事堂の意匠とプランが公表されて以来、基本的に大きな変更はされていない事実を、林氏があたかもドーム型から寄棟型に変更されたとの勘違をしたことに起因している。



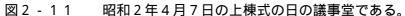


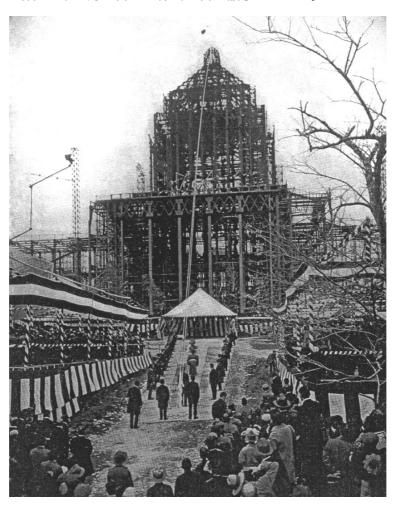
出典「建築雑誌」

また議事堂の公式工事記録は、昭和11年に大蔵省営繕管財局が刊行した「帝国議会議事堂建築の概要」である。これによると、すべての部材は国産品を原則にしており、鉄骨工事は八幡製鉄に依頼した。しかし、これほど大規模の鉄骨工事の前例はなく、八幡製鉄は製缶工場を臨時の鉄骨工作場にして、専属の技術者により仕事が進められた。しかし、当時の製作能力は年間2千トンに過ぎず、大正10年の夏に開始から実に6年かかっている。この組立工事は、先ず中央と両翼を連絡する部分から始め、両院議場中庭側、次にそれらの連絡部と進め、最後に中央の高塔の鉄骨を組み立てたと記述されている。

それにしても、この工事は大変な難工事であったことがこの工事記録から分かる。工事は大正12年の関東大震災を中に挟んでいる。そして、大蔵省庁舎の炎上により、図面一式を失っており、すべて書き直したと記されている。そして図面と現場の進捗に合わせて各工事を小刻みに発注する方式を採用している。これは規模の違いこそあれ、後の神奈川県庁舎等も同じやりかたをしている。

昭和11年では、議事堂の高さは二百十六尺で国内最高であった。二番目は三越本店で 二百尺、三番目は東寺五重塔で百八十三尺だった。広さでは丸ビルが約六万平方メートル で一位、議事堂は約五万二千平方メートルで二位である。

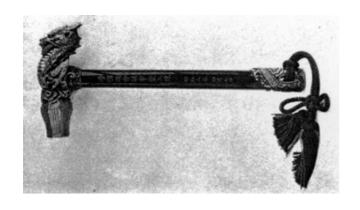




古式に則り、最上部から二條の木綿綱が下の杭(博士杭)に結ばれている。時の総理 大臣は若槻礼次郎で、祭司は日枝神社・宮西惟助宮司が務めた。最上部には金色のリベットが打ち込まれた。

図2-12 上棟式で使われた槌

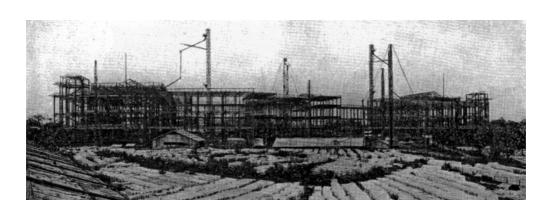
図2-13 上棟式で使われた棟札





棟札は、右から工務課長・大熊喜邦、公務部長・矢橋賢吉、長官・田昌、総務部長・ 太田嘉太郎、監督課長・小林金平の名前が書かれている。

図2-14 組立途中の状況(時期不詳)



出典 2-11~14は「帝国議会議事堂建築の概要」

(4)大阪府庁舎

次に大正11年に実施された、神奈川県が懸賞設計競技や直営設計当たって当然影響を与えたと思われる大阪府庁舎コンペについて見ておく必要がある。神奈川県庁舎の設計コンペにおいて、時期も議事堂の場合より近接しており、同じ都府県庁舎であることから、そのモデルとなった度合いは国会議事堂より大阪府の方が高いと思われる。事実神奈川県庁舎の開庁式の執行伺には、大阪府から取り寄せた書類が参考に添付されている。²³⁾

初代大阪府庁舎は、明治7年に外人技師キンドロスの設計により江之子島に、5万円余りの工事費と2年半の工期をもって完成する。中央部は石及びレンガ造で、後年両翼を木造で継ぎ足していった。爾来老朽化と狭隘化の進行で改築の議論がなされていたが、大正10年になって大手前の現在地に駐屯していた輕重大隊が移転することとなり、府は国からこの地の払い下げを受けた。

大正11年に「大阪府庁舎及府会議事堂建築意匠設計懸賞募集」が行われた。建築雑誌の大正11年6月号に募集規定が掲載されている。以下主要事項を要約する。

- 第2条 賞金は1等8千円、2等4千円、3等2件で各2千円
- 第3条 締め切りは大正11年10月30日正午
- 第6条 図面と書類はすべて暗号を記載する。
- 第9条 審査結果に説明や異議は申し立てできない。
- 第10条 審査は大正11年11月30日までに結了する。
- 第12条 審査に関与する者は、募集に参加できず、応募者の幇助もできない。
- 第16条 当選案といえども、取捨変更することがある。

これらの他に設計要旨が記載されており、主要事項は以下のとおりであった。

- ・ 建築様式は応募者の任意とする。
- ・ 建物は耐火耐震構造とする。
- ・ 総工費は3百万円以内とする。
- ・ 配置すべき各室は別表(省略)間取略図を参考にして適当なる考案をすること。

この別表には、正庁と奉安庫がそれぞれ80坪と16坪と面積が明示されているなど、 すべての所要室と面積が記載されている。

この設計コンペには81の案が寄せられた。審査員は佐野利器、片岡 安、武田五一、中村琢次郎、池田実、小幡豊治、西尾幾治他2名があたった。そして一等当選は平林金吾と岡本馨の合作案、二等笹倉梅太郎、三等一席加藤善吉、三等二席橋本瞬介であった。

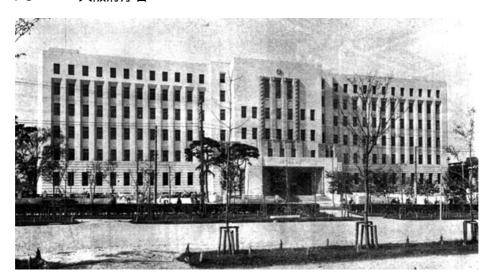
この工事に最初から最後まで見守った大阪府技師、八木幸次郎氏は「建築と社会」(大正15年12月号)のなかで次のようなコメントをしている。

「このエレベーションは近来の傑作と言うも過言でないのみならず、敬服するに足るべきは、少しも手を入れる余地のないことで、全然デザインを変えざる限り改造は至難なるもののようで、応募図案としては実に有意義なものであった。後幾多の波乱があったが遂に前例を破って原案実施と定まり云々」(傍線・筆者)

ここで分かることとして、当時設計競技の一等案がそのまま実施設計に採用されること の方が異例であったということである。しかもそのまま当選案を採用するにあたっても、 それ相当の議論があったということを述べているが、結果的に大阪府庁舎のやり方は今日 的であり、国会議事堂や後述の神奈川県庁舎の場合とは趣がかなり異なっていた。

主要工事は大林組が2百万円で請負い、大正12年5月12日に地鎮祭が挙行され、ペデスタル杭工事に始まり、予定通り大正15年10月末に竣工した。

図2-15 大阪府庁舎



出典 建築と社会

この府庁舎(当時は政府庁舎と呼ばれていた)はやや老朽化した感はあるものの、今日でも厳然として残っており十分使用に耐えている。当時としてみれば、アール・デコ調ともモダニズム風も感じさせるかなり斬新なものである。そしてなによりも神奈川県庁舎と異なるのは、塔がないことである。

八木幸次郎氏は前記雑誌における報告書の中で、彫刻のある外壁材に当初テラコッタを使用することとしていたが、当時最大の技術力を持っていた伊賀窯業でも期限内での製造に難色を示したため、結局香川県高松市郊外の山から切り出した自然石を加工使用したとしている。後述する神奈川県庁舎もかなりの量のテラコッタをパラペットなどに使用しているが、限られた工期の中でこれらの装飾的な自然石や擬石の確保に当時の技術者は大変苦労していたことが偲ばれる。

第3節 神奈川県庁舎設計コンペ

大正15年3月5日に神奈川県庁舎の設計競技に付すことが発表された。応募の締め切りは6月10日とし、30日までに審査結果を公表するとしている。募集規定の九条で審査員は片岡安、佐野利器、大熊喜邦、佐藤功一、内田祥三、岡田信一郎の六人の建築家と、県内務部長の小柳牧衛があてられていた。

(1)募集規程、設計心得24)

緯 奈 川 縣 雕 舍 建 築 設 計 圖 案 縣 賞 募 集 規 程

第一條 神奈川経路ハ本規程ニョリ神奈川経経会ノ連集設計顕案テ幕集ス

第二條 審査ノ上當選者ニハ下記ノ等級別ニョリ賃金を突附ス

一等賞 一名 金五千四

二等贷 二名 各全多千四

三等質 三 名 各全赋于到

等外佳作 若干名 各金豐千圓

第三課 應募設計圖案へ左記無限迄<到途×を提供費市周別町計奈川製館内経費含建築事務所完ニ提出へシーナ正十五年六月十日正午</p>

- 第四條 應募数計圖深ハ左ノ事項サ具備スルコトナ要ス

窓尺三百分ノー - ME 20 20 二百分ノ・ 一、各階平面圖 100 一、立 而 劉 (三 面 以 上) 二百分ノー 50 一、断 西 図 (設積主要部分新資二面) 10 二百分ノー 一、主委部群和圖 145 二十分 / 一 ワットマン全級大 一、进机圆 de 綖 41 一、說明書

第五條 圖面及書類ノ作製へ下記ノ方法ニ線ルヘシ

- 一、各面面の様ク製鋼原紙ニ墨テ以テ直キ寸法の日本尺=使り記入スペレ
- 二、劉顗中ノ文字へ邦文テ以テ記載スペジ但寸法ニ限ま**アラビヤ数字**テ用フルコトテ得
- 三、園面ニハ陰影を附スルコトを紡ケス但を透視圏ノ外の着色スルコトを得る
- 四、個面ニ記入スペキ各室ノ名標均数等の直接英ノ位置=記入シ番號符號等ナ川も他ノ位置=記載スペカラス
- 五、能監圖ニ於ケル建物平面置ハ單ニ外線ノミトル庭園道路等テ提スコトテ要ス
- 六、透誤ヨニ於ケル甚留 ビクチュヤフレーン ハ建物ノ南隅ト一致シ且建物ノ東南正面ト三十五度 ノ角度テ保タシメ共級弘ハ建物ノ同一隅=リニ百五十尺ノ距離ニシテ其水平線へ地盤面上高十 二尺ノ位置ニアルモノトス
- 七、武明書ニハ設計委官及材料構造ノ機略テ簡単ニ記載スヘシ
- 京六線 園園及書類ニハ總ヶ署名ニ代フルニ各類暗談テ記載を別ニ暗談ノミラ表記セル甲封筒内ニハ 應奪者ノ住所職業氏名テ明記セル紙片ラ封入を乙封筒内ニハ選階テ受タヘキモノ、住所氏名テ明記 セル紙片テ封入シテ之テ通常スペシ(暗弦ハ文字ニ限ル)甲、乙封筒ハ神奈川経ヨす之テ交常ス
- 第七條 設計園面及書類ハー括シテ聖字トル容器ニ請メ原封テ施シ表国ニハ宛名、應募者ノ昭號及際 募設計園室メルコトノミテ表示スペシ

第八條 應慕ニ闘スル費用の應募者ノ頁機トス

第九條 整寡ショル設計圖案へ下記ノ密査委員之サ審査ス 審査ノ結果ニ對シテハ説明テ求メスハ異 議サ申立フルコトテ得ス

工學博士 片 岡 安 工學博士 佐 野 利 器工學博士 大 熊 喜 邦 工學博士 佐 藤 功 一工學博士 內 岡 祥 三 工 學 士 岡 田 信 一 耶 神奈川蘇內縣宣長 小 柳 牧 衛

第 十 探 審査へ大正十五年六月三十日迄ニ結了スルモノトス

第十一條 審査ノ結果へ官報サ以テ要表シ且ツ當選者ニ通知ス

第十二條 容査ニ額與スル者ハ高集=加リ又ハ應募者=幇助ヲ與フルコトテ得ス

第十三梁 次ノ各議ノーニ該営スルモノハ之テ審査セス

- 一、他人ノ意匠を剽窃セリト課メタルモノ
- 二、本規定ニ連貫セリト四メメルモノ

第十四條 常選設計開業ニ付施業者ノ有スルー切ノ権利へ会選ト同時ニ特奈川縣ニ帰傷ス

第十五條 當選セテル設計劉案へ糾奈川部ノ費用テ以テ之チ還附ス

第十六線 整寡者ハ次ニ楓タル事項テ承諾シタルモノトス

- 一、公置シミル設計圖案ト型モ實施ノ場合ニハ之テ取拾變更スルコトアルヘシ
- 二、趣嘉設計画案へ審査終了後暗波ノ儘公常ノ誤覽ニ供スルコトアがヘシ
- 三、應募設計画案ノ保管及選附=関シ十分ノ注意テナスト難を第一損害テ生シタニ場合ニハ神奈川 終ハ某ノ費=任セス

下は設計心得として公表されたものであるが、大阪府のような各室面積表がついていない。²⁵⁾

設計 心 得

- 一、建築敷地ハ横濱市本町一丁目ニ於ケル蓬縣巖跡ニシテ添付敷地測量圖ニ示シヌル着色區域トス
- 二、敷地へ商業地域、甲種防火地區内ェアリ
- 三、敷地ハ平坦ニシテ周園遺路面ヨリ約一尺高シ
- 四、敷地坪數內約三千四百十六坪トス
- 五、敷地ハ砂利暦ニシテ安全地耐力ハー平方尺ニ付約三噸トナスチ得ヘシ
- 六、騰募設計は市街地建築物法ノ規定=據ルモノトス 但ン塔又ハ田屋根類ノ高サ=就キテハ或程度迄市街地築物法施行令第四條但書+適用スルノ餘地ア
- ルモノトス 七、添付間取略圖へ建物内ニ配置スヘキ各室ノ配列關係及大サヲ参考トシテ示シタルモノニョリ應募
- 八、應募設計圖案へ船舶出入ノ際港外ョリノ遠望ナ考慮シ成ル可り縣**願**会ノ所在ナ容易ニ認識シ得ル 意匠タルコトチ望ム

者ハ必シモ之ニ拘束セラルト要ナキモノトス間取ノ計勘ニツキテハ充分ナル研究チ望ム

- 九、建物ハ耐震耐火構造トシ建築材料ハ巳ムヲ得サルモノ、外本邦産チ用フヘシ
- 二、建物の東南面を正面トス
- 二、建物ハ總延坪敷チ約五千五百坪トス
- 三、建物總工費ハ貳百拾萬圓以内トス 但シ裝飾、煖房、電燈、排水、給水、造庭、其ノ他附屬設備費事務費等チ含マス
- 三、電氣及瓦斯ハ外部ヨリ供給ラ受ケ、燧房ハ蒸氣裝置、通風ハ自然換氣、汚物ハ淨化裝置ニヨリ處 理スルモノトス
- 宝 應募者)住所氏名變更シタル時の其都度書面デ以テ通知スヘシ但シ封筒ニハ「變更通知」ノ四字及 暗號ノミヲ記載スヘシ
- 云 敷地の開放シアルチ以テ随時視察スルコトナ得

この心得でやはり注目されるのは、七の「添付間取図は参考に示したもので応募者は拘束されない」規定と、八の「図案は船舶出入りの際港外よりの遠望を考慮し成るべく県庁舎の所在を容易に認識し得る意匠たることを望む」との規定であり、後者は暗に塔をつけると言っているのと同じである。そもそもこのコンペの意図は、既述の通り塔の有り様を求めたのであり、塔のないものは絶対に入選しないものであった。

このほかに質疑応答が残されていて、興味深いのは「正庁とは如何なる室なりや」との問いに「正庁とは3大節賀拝賀式場及その他の儀式に使用する室なり」と回答している点である。この回答ではあまり詳しく説明がないが、天皇陛下のご真影を掲示し、奉拝する聖なる場所のことであった。

また各室面積表がないことは、この質疑で「各課に対する所要の坪数は300分の1平面図にて計れるものより1割位の増減は差し支えなきや」との質問にも現れている。この回答は「各室の坪数多少の増減支障なし」となっている。

(2)国会議事堂、大阪府庁舎、神奈川県庁舎の設計コンペの主要事項の比較

図表 2 - 1 3 つのコンペの主要事項の比較表

図衣 2 - 1 3 フのコンへの主安争項の比較衣			
項目	国会議事堂	大阪府庁舎	神奈川県庁舎
実施年月 (応募締切日)	大正8年2月15日 同 年9月15日	大正 11 年 10 月 30 日	大正 15 年 6 月 10 日
コンペ名称	議院建築意匠設計 懸賞募集	大阪府庁舎及府会議 事堂建築意匠設計懸 賞募集	神奈川県庁舎建築設計図案懸賞募集
コンペ方式	2 段階方式	1 段階方式	1 段階方式
賞金	1 等 1 万円 2 等 6 千円 3 等 3 千円 一次パス 20 件は各千円	1 等 8 千円 2 等 4 千円 3 等 2 千円 (2 名)	1等 5千円 2等 3千円(2名) 3等 2千円(3名) 佳作 千円(3名)
様式規定	随意であるが、相当の威 容を保つもの	任意	船舶出入りの際、港外 よりの遠望を考慮し 容易に所在を認識し 得る意匠を望む
間取り略図	あり、但し参考	同左	同左
延べ面積	約10,875坪	約9,159坪	約5,500坪
総工費	500万円以内 装飾、設備費等含まず	300万円以内 装飾、設備費等含まず	2 1 0 万円以内 装飾、設備費等含まず
審査員	辰野金吾含む全12名	武田五一、佐野利器を 含む全9名 (公表せず)	佐野利器、片岡安を含 む全7名 (募集規定で公表)
各室面積表	あり	あり	なし

この表からは、事前にラインプランを渡していることなど共通している。しかし神奈川 県庁舎の場合、各室面積表がないことは元々平面プランは特にほしいものではなかったの である。

(3)審査結果

予定より10日も早い大正15年6月21日の午後2時、神奈川県は岡野町の仮庁舎の会議室において、県庁舎懸賞設計競技の審査結果を次の内容で記者発表した。²⁶⁾

審査結果の概要

来る9月から着工予定の県庁舎について、横浜埠頭を飾る復興第一番の本建築として去る3月より建築図案を全国から懸賞募集し、本月10日締め切った結果応募図案数は398通*であった。18日と19日の両日に渡って、小柳内務部長、片岡安、佐野利器、大熊喜邦、佐藤功一、内田祥三、岡田信一郎の審査員各位、及び参与の高田土木課長、成富建築技師、鳥井地方技師が加わり慎重審議の結果次のとおり当選決定した。

一等(賞金五千円) 暗号 登

東京府北多摩郡武蔵野村吉祥寺中道南二八四七

小尾嘉郎

(東京市電気局工務課勤務)

二等一席(賞金三千円) 暗号 クリスタル

大連市紀伊町八五、小野木孝治・横井謙介共同建築事務所内 相賀兼介

(住所 大連市聖徳外二~一三五)

二等二席(賞金三千円) 暗号 空

東京府渋谷町中渋谷一九高島幸作方中村一哲

三等一席(賞金二千円)

東京市本郷区元町文化アパートメント 土浦亀城

(大倉土木株式会社建築設計技師)

三等二席(賞金二千円)

東京府荏原郡大井町瀧王子四三六八森田方泰井武

(東京市建築局建築課勤務)

三等三席(賞金二千円)

東京市牛込区市ヶ谷左内町三一大野功二

(建築士)

等外佳作一席(賞金一千円)

大阪市西成区東出町六一五大林組設計部 今村 亮

大阪市天王寺区大道五ノ六 桂川 弘

同二席(賞金千円)

大阪府下箕面村平尾松原通四五 大原芳知

(住友合資会社建築家員)

同三席(賞金千円)

東京府豊多摩郡井荻村上荻窪六二九 永井孝直

(宮内省内匠寮)

*この「398」という数字は公式発表であるが、本稿99頁に記述しているように、 佐野利器は「432」との数字を落成式で使っている。

(4)入選各案の透視図(以下出典は「神奈川県庁舎競技設計図集」洪洋社大正 15年)

図2-16 一等 小尾嘉郎案

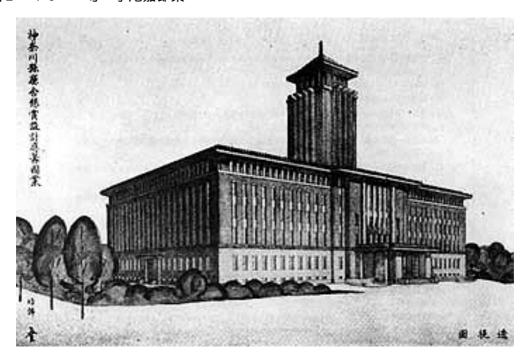


図2-17 二等一席 相賀兼介案



図2-18 二等二席 中村 哲案



図2-19 三等一席 土浦亀城案(佐野利器ら審査員は放熱器と呼んでいた)

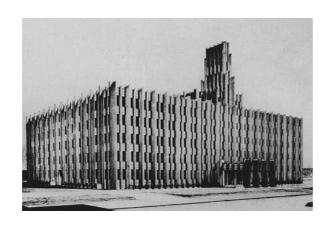


図2-20 三等二席 泰井 武案



図2-21 三等三席 大野功二案



図2-22 佳作一席 今村 亮・桂川弘案 図2-23 佳作二席 大原芳知案



図2-24 佳作三席 永井直孝案



その他選外となったもので是非はともかく注目されたものを挙げてみる。

図2-25 暗号「緑」



図2-27 暗号「英」



図2-29 暗号「精」



図2-31 暗号「港」



図2-33 暗号「武甲」



図2-26 暗号不明



図2-28 暗号「意」



図2-30 暗号「栄光」



図2 32 暗号「蘇」



図 2 - 3 4 暗号不明



図2-35 暗号「明星」



図2-37 暗号「土」



図2-39 暗号「ミナト」



(5) 当時の建築家の評価

さて、この神奈川県庁舎の設計競技に対して当時の建築家はどのように評価したのか。 月間雑誌「建築世界」は、評論欄で六人の建築家、中村順平、岡村蚊象、大熊喜邦、内田 祥三、佐藤功一、佐野利器の意見特集を組んでいる。中村順平と岡村蚊象以外は本設計競 技の審査員である。それぞれの文章は稚拙とも思われる部分があり、大半は口述筆記であったろう。²⁷⁾

(一)中村順平の評価

まず冒頭の中村順平(横浜高等工業学校教授・フランス公認建築士)は「誤れる四次芸術」との表題で、競技方法自体の批判から始めている。その異とするところは、第一に参考平面図(ラインプラン)を応募者に配布していることであった。特に建築家の腕を発揮すべき議場については入場者数も明示されていない。建築芸術とは立体であるほか構造的

図2-36 暗号「基調」



図2-38 暗号「都」



思考が要求されるいわば四次芸術であって、その根本的建築家の創作努力が試されないのはおかしいというものだ。次に、募集規定第五条には透視図について見る方向と高さなど詳細に規定しているが、これは正確に実施するのは不可能なことだとしている。そして結局この懸賞競技の結果はファサードの意匠競技に過ぎなくなってしまい、真の建築設計競技とは言えなくなっている、こうした不備は募集規定の起草に建築家が参画していないからだ、と痛烈に批判している。

つぎに一等当選案については(この案しか見ていないと断って)、中央の塔は屋上階からただ単に立ち上げたもので、<u>五階以下には構造的配慮がなく全くの虚偽であり</u>、ファサードの凸部も平面プランからの必然性を読み取ることができない、平面プランも非常に悪い(具体的には指摘していない)と評価する。

要するに中村の指摘するところは、建築設計とは平面プランを考えることから始めて、 それを構造力学に裏付けられた建築空間を創造していくことにあり、その前段が欠けた設 計とは単なるファサードの図案競技に過ぎないものだということであろう。

ところで筆者が棒線をした虚偽というきつい表現は、大正4年に中村達太郎と山崎静太郎の間でなされた「虚偽論争」を受けた言葉であっただろう。既に中村は明治期からの大家であったが、西欧様式主義一辺倒のこれら先輩に対して、当時青年建築家の山崎や後藤慶二らが構造や機能と離れた様式主義を「虚偽の建築」と呼んで論争したものである。またこの大正4年には野田俊彦の「建築非芸術論」が発表されている。この頃がまさに日本建築の近代化第2ステージが始まったと言ってよいのだろう。

(二)岡村蚊象の評価

岡村は自分個人としての評価順位を付ける。まず三等一席の土浦亀城案を最優秀であるとして、作者の洗練されたの感性と統一されたフォルムを誉める。壁面の単調なデザインの繰り返しや塔が小さいなど若干の欠点は、全体の良さによって補われて余りあるとする。この評価は、分離派の主導者であった岡村の感性からは当然であったかもしれない。

二位には一等の小尾嘉郎案をあげるがその評価はいたって厳しい。土浦案に比して軒、窓、壁の調子が力強さに欠けており、塔は針金細工に文鎮をのせたような不安なデザインであるとする。デティールは仏教美術やセセション風、表現派風など古今東西曲直をとりまぜたもので、どこにも統一性が見られないとし、この案が一等に当選したのは、東洋風(?)であったろうと推測している。即ち横浜は我が国の玄関であり、そこに建てられる県庁舎は日本を代表する固有の形式を持つべきものと審査員は考えたのだろうと。しかし岡村は日本的なるものもこのデザインからは見いだせないと言う。

以下、二等一席の相賀兼介案、三等二席の泰井武案、二等二席の中村哲案、三等三席の 大野功二案の順に評価順位をつけている。しかし岡村の土浦案に対するべた褒めはモダニ ズムを目指した唯一の土浦の提案に拍手するものだったろう。

こうした在野の建築家の厳しい批判意見はあったが、当然ながら審査員であった以下の 四氏は総ての面で肯定的に評価している。なお片岡安と岡田信一郎の意見が記載されてい ない。この審査結果に不満だったためなのか、あるいは別の都合によるものかは今となっ ては分からない。ただ岡田については、元来各国様式を自分なりに合体させ統一あるフォ ルムにまとめる名手であり、既に設計競技を実施する前の建築事務嘱託をしていた段階で、 「ドイツ式とかイタリア式とかによるのは考えもので、自分は各国の特徴あるものをと考えている」と語っており、小尾案は意に添うものであっただろう。

(三)大熊喜邦の評価

まず大熊は398通という多数の応募があった理由として、第一に手頃の大きさのものだったこと、第二に横浜埠頭を飾る目覚ましい建物であったこと、第三に震災復興都市第一号の建築設計競技だったこと、第四に当選者の数を多くしたこと(選外佳作を含め九案入選)を挙げて、作品も清新な気分に満ちた良い作品が多かったと語る。また審査もスムースになされたことを暗示するように、先例がないほど気持ちよく穏やかな気分でできたとしている。

そして一等の小尾案ついては、プランとしてまとまったもので応募案中最も優れており、施工もし易いだろうとする。 意匠は東洋趣味を加えたルネサッンス風であり、 塔の一部には非難されるところもあるが、 訂正して実施すれば横浜に相応しいものとなるだろうと評価する。

そして問題の三等一席案については、特殊で清新な気分に満ちたもので構造と間取りの 関係でも全案中最も優れているが、施工に骨が折れ相当の工費がかかるのが難点と評価し ている。

(四)内田祥三の評価

内田は応募数も記録的であったが、質の点でも皆レベルが高かったとまず喜ぶ。一回目の審査で半分の200位を振り落としたが、どれも実施してもおかしなものはなかった。また従来の競技では、コンペティションスタイルと称するルネサンスやゴシック風の建築の提案が多かったが、今回は新味を出したものが多く、日本における建築の時代思潮を物語っていると語る。

また一等案は形の上で東洋趣味を表していて、外人が初めて日本に第一歩を踏み入れた 時のファースト・インスピレーションとして最も相応しいものである。二・三等案も優れ たもので、普通の懸賞図案では一等に入選するのは確かなものと評価している。

(五)佐藤功一の評価

佐藤も、応募案はいずれも努力の跡が伺われる優劣付けがたいものだった、との印象をまず語る。また欠点のある図案は他に良い点があっても入選し難いものであると一般論を述べて、一二等案は他案に比して優れて良かったとしている。そして特に一等案は、船から上がった帰朝者や外国人に初めて日本の土を踏んだとの印象を与えるものだ、と内田と同じ感想を語っている。

(六)佐野利器の評価

審査委員会の座長であった佐野は、大熊、内田、佐藤、と同様に質、量共に優れた設計 競技であったとの感想をもっていた。平面プランは大体参考図案に依っていたが、独自に 研究したプランも出されていたと記している。デザインの多くは、大阪府庁舎や市政調査 会(日比谷公会堂のこと・筆者注)の設計競技の影響を少なからず受けている。そして、 構造が架構式であるのに採光面積が不足しているものが多かったとの苦言を提している。

一等案については、プランに多少の欠点はあるが容易に修正可能であるとする。様式は日本風を帯びて、単純の内に荘重味のあるアメリカ流の事務所建築に基づいている。日本風といっても、日本建築を耐火材料で作った無理なものではなく、全く構造と融合した自然の風味が現れており、感心させられたと述べている。また神奈川県庁舎がこの図案で建築されたなら、横浜埠頭の一異彩であり外国人に独特の印象を与えるだろうと他の審査員と同様の評価の表現をしている。

問題の三等一席案については、頗る奇抜なもので類を見ない様式のものであり、審査中は「放熱器」と呼称していたと言っている。外壁がヒダ状に凹凸が連続していることから、見た目にスチーム暖房の放熱器を連想させたからである。この作品に対して佐野は、釣り合いの極めて良いものだが、美点も多いが欠点も少なくなかったとの感想を述べている。

そして最後に、この神奈川県庁舎の懸賞図案は意匠の上にオフィス風に日本風を加味したものとして我が国の建築界に刺激を与えるだろうと締めくくっている。

佐野は辰野金吾や伊東忠太に続いた当時の日本建築界のリーダーであり、この神奈川県 庁舎のモチーフはその後の官庁意匠のモデルになる。特に当時植民地であった中国満州の 官衙建築に大きな影響を与えることになる。

・岡村蚊象(山口文象)

ところでこの建築世界誌に堂々と論評している岡村蚊象であるが、勿論後世マルキスト 建築家として大家をなす山口文象のことである。今日でも山口の根強いファンが多く、な じみがあるのは「山口文象」であることから、以下山口の名前で記述する。

山口は明治35年1月10日、東京浅草で生まれる。祖父、父共に宮大工の棟梁であった。明治43年に伯母の岡村家に養子に入り、岡村姓となる。本名は滝蔵だが、大正2年十一歳の時に、姓名判断で文三と改名する。大正4年に、東京高等工業学校附属職工徒弟学校木工科大工分科に入学する。大正7年に卒業して、清水組(後の清水建設)の定夫(常雇いの人夫のこと)となる。大正8年に名古屋百五銀行の現場で働く中で、長野宇平次設計の銀行建築に感動して、建築施行より創作をしたいと考えるようになった。そこで清水組に辞表を出すが、激怒した父親に勘当され放浪する。そして当時大家となっていた中條精一郎(プロレタリア作家・宮本百合子の父)のもとにだびたび押しかけ、紹介状をもらい逓信省に採用してもらう。大正9年、18歳の時である。

この頃の逓信省営繕課には山田守(分離派の中心人物であり、戦後日本武道館などを設計する) 吉田鉄郎、岩本禄ら気鋭の建築家がおり、熱心な仕事ぶりの山口に目をかけた。特に山田に可愛がられ、分離派建築会の活動に関わり合いを持つようになった。この時期の山口の勉強ぶりは、伝説的なものとなっているほどすさまじかった。思想的にもマルクス主義に傾倒していく。この間の大正11年に蚊象と自称するようになる。同名の噺家がいたからという。

1923年(大正12)21歳の時に、逓信省の中学卒の若手製図工らと共に創宇社建築界を結成した。何と言っても分離派は東京帝大出身者が多く、そのエリート臭さになじ

めなかったからと言われている。

関東大震災後の大正13年に、山田守が内務省帝都復興局橋梁課に引き抜かれ、山田の推薦により山口も同課の嘱託技師となり、震災で被害を受けた橋梁の内、数寄屋橋、清洲橋、八重洲橋など多くの橋をデザインした。またこの年日本電力の嘱託技師にもなり、黒部ダムの施設設計を進めていたようである。そして数寄屋橋の設計をしていた時に、橋の脇の朝日新聞社新築工事を手がけていた石本喜久治に引かれて、竹中工務店設計部技師となる。大正15年24歳の時だった。即ち先の「建築世界」誌上に神奈川県庁舎懸賞設計の評論をしたのがこの時である。その自信たるや、まこと大変なものがあったと言わざるを得ない。後に大家となる土浦の案をかぎ分ける山口の感性にも天才的なものを感ずる。

その後、石本が竹中を離れ石本建築事務所を開設し、同事務所の主任技師として招かれ、 日本橋白木屋を担当した。しかしますます左傾化する山口と石本の関係が悪化し、昭和2 年に辞職することとなる。

昭和5年に朝鮮、満州、シベリア経由でドイツに渡り、翌年グロピウスのアトリエに在籍し、またベルリン工科大学大学院でも学ぶ。この旅行目的はグロピウスの下で学ぶことのほかに、ダム施設の見学と、当時ベルリンに逃避していたマルキスト文化人と交流することだった。渡航費は黒部ダムの設計料の前金が充てられていた。また事実ベルリンでは、「ナップ・ベルリン支部」に参加して、藤森成吉、千田是也らと交流している。

昭和7年(1932年)にグロピウスはヒトラーに国外追放され、山口も共にイギリスに渡り、マルセーユ経由で日本に帰国した。しかし待っていたのは官憲であり、思想犯として神戸三宮警察に逮捕され、29日間拘禁されていたが、親友の画家・小磯良平にもらい下げてもらい東京にもどることができた。

そして昭和9年に山口蚊象建築設計事務所を開設した。32歳の時である。その事務所開設初期の頃の作品が日本歯科医専や小泉八雲記念館で一躍インターナショナル・スタイルのスターとなった。昭和17年、40歳の時に名前を蚊象から「虫を落とす」との意味で文象に改めた。その後戦中から戦後の一時期にかけて沈黙するが、その後RIA建築綜合研究所をあらためて開設し、個人としてより組織として大きな足跡を残している。昭和53年に亡くなる。まことに波瀾万丈の人生であった。64歳の時に洗礼を受けた東京大田区久が原のキリスト教会で葬儀がなされる。享年76歳であった。

以上の評価の内、大熊の言う「塔の一部の非難されるところ」とは、勿論、塔最頂部の 観音像のことであろう。しかしこの観音様の存在に気が付いていたのは、詳細に点検した 審査員や県職員だけであった。今日流の言葉でキッチュ(悪趣味)なものとも取られかね ないこの存在を誰も口にしなかった。神奈川県庁舎設計競技について記述された新聞や雑 誌で、この点にふれたものは一切存在していない。もしこれを中村順平や山口文象が知っ ていたら、批判の舌鋒もさらに鋭いものになっていたと想像される。大熊の婉曲な表現は、 こうした点に配慮しての慎重な言葉使いになったものであろう。

(6) 佐野利器の落成式挨拶に見る県庁舎コンペへの基本的考え

時系列ではコンペからかなり先になるが、昭和3年11月1日に開催された落成式における佐野利器の工事報告で、彼のこのコンペに対する基本的考えがはっきり語られている。 工事報告はかなり細かな事項(たとえば使用したセメント量や砂利、タイルの量など)に 及んでいるが、「様式」との項目で次のように語っている。²⁸⁾

荘重にして典雅なるべきを期し、大正 15 年 3 月懸賞によりて広く全国に其外形の意 匠図案を募集し、応募図案 4 3 2 通中第一等当選小尾嘉郎氏の案に基づき更に之に幾多 の研鑽を加えて遂に我が国風を基調とする一様式を得たるを信ず。

建物内部にありては、貴賓用各室、正庁、議場、会議室其他の装飾も亦、我国風を基調とせんことに努め、古代の建築に其範を採り、近代用材の変化に伴ひて之を便化せり)

さりげない一文であるが、この中に重要なことが、2 点含まれている。まずこのコンペは「外形」の図案を募集したとはっきり言い切っていることだ。確たる証拠はないが、佐野はこの県庁舎コンペの実施方法についてかなり早期の段階から県事務当局を指導していたと思われる。それはあらゆるコンペにおいて、事務局は実施方法を審査員、なかんずく審査委員長とは綿密な打ち合わせをするのは当たり前であるからである。

従って、中村順平から募集規定の起草に建築家が参画していなかったと痛烈に罵倒されても、佐野のコンペに対する信念は動いていない。プランはもう内々決まっている。要はどんな見てくれのものにするかしか関心はなかったのである。とすると3百分の1のラインプランさえあればよいのであって、各室面積表など不要ということになる。

もう1点は、応募総数は398通という公式記者発表の数字に対して、432通であったとしていることだ。社稷の臣を前にして、佐野がいい加減な数字を出すとは思えない。 最早どちらの数字が真実かは突き止めようもないが、佐野の言う数字は、期日や時間に間に合わないなどで失格扱いされたものもカウントしたのではないかとの推定は可能である。

(7)塔のデザイン

嘉郎は設計要旨でこの意匠を次のように説明している。29)

枢要なる一縣を統ふる庁舎として尚且対外関係上我国の表玄関として求められたる本庁舎設計にありては穏健質実且つ厳然として冒し難き我国風を表現するに足るべく 然もその間一抹の情味漂ひ遠き外来者をして第一好印象を与ふべき外観たらざるべか らず。

而して之等は「プラン」に依って来るその構造形式鉄筋「コンクリート」に偽らざる 装飾を以て建物の輪郭を表示し得べき物たらざるべからず。故に之等の諸点に留意し一 方環境との調和、殊に海上よりの遠望等を考慮し本設計を立案せり。而して要所壁体の 単調を破るべく中央部出入口及塔屋等に其性質を誤らざる程度の装飾を施したり。

この中で注目すべきは、まず「我国風を表現する」としていることだろう。募集規程に

こうした要求はしていないが、「設計心得」の八に従って、当時横浜港が日本の表玄関であり、海上からの遠望にもなじむデザインを慮ったのは自然なことであった。また「偽らざる装飾」とは既述した大正四年の「虚偽論争」を意識したものであろう。それでも中村順平からは虚偽と批判されてはいるが。

しかるに、実際何をもって国風とするかは難しい。しかも外国人に好印象を与えるものとしている。結局嘉郎はそれを観音様と五重塔に求めた。小尾家に現存するコンペに提出された透視図を見ても、観音様は極めて小さく描かれている。筆者も拡大鏡で洪洋社版の縮小図を見てやっと確認できるほどのものである。

またこの塔が五重塔をモチーフにしているということは嘉郎自身の設計要旨にも記述されていないし、県の公式文書にも記録として残っていない。しかし普通の会話の中では、 嘉郎は五重塔をモチーフにした位は公言していたに違いない。

従って県の建築技術者達は知っており、その証左として実施設計で塔に立つ観音様はなくなったが、逆に五重塔固有の相輪をイメージしたものが取り付くことになったからだ。 また塔部分の壁は最上部一層がやや狭く、それより下がふくれた二段になっている。しかし五重塔が原形であると知れば、ふくれた壁が裳階をデフォルメしたものと想定できる。



図2-40 小尾嘉郎のコンペ提出立面図の塔最頂部分

出典 「神奈川県庁舎競技設計図集」(洪洋社)

昭和3年11月1日付けの東京日々新聞は、神奈川県庁舎が落成したことを報道し、小 尾嘉郎の次の様な談話を載せている。

「あの設計にはまる2ヶ月苦心しました。始め洋風でやりましたがどうも面白くないので日本風を加味し、塔、庇、玄関についてはかなりの努力を払ったつもりです。私は横浜は日本の玄関であり、外来者の第一印象を植付ける所だから、日本固有の建築美は失ひたくないと思ひ、日本特有の建築物たる五重の塔から得た感じをもって和洋兼備の設計をしたのです。しかし相当に手も入れられたでせうから出来上がったものは幾分私の思ひより異なっていると思ひます」

塔のデザインは、そのモチーフの案出に苦しんでいる小尾嘉郎に、父・小太郎が五重塔を乗せたらよいではないかとのアドバイスによったものであるが、この事実は御子息の欣一氏から明かされた。

嘉郎の原案では、塔がいささかノッポに感じる。ちなみに我が国の著名な五重塔におい

て、一階の建物幅を1として(裳階は含まない)、相輪最下部(即ち瓦屋根の最上部)までの高さの倍率(横縦比)を見ると、大体1対3.5位となっている。

嘉郎の原案の塔は裳階壁幅で算定すると横縦比は1対2で、狭い方の最上部壁幅で算定すると1対3程度である。もしも五重塔の比率そのものの塔をビルの上に乗せると、それはいかにも高すぎるし、構造的にも不安感を抱かせるものとなったろう。多分嘉郎はこの塔の横縦比には神経を使ったに違いない。これは筆者の想像であるが、当初は裳階壁のないスレンダーな塔をデザインしたがいかにも細く感じられ、そこで裳階壁に変更したのではないだろうか。それでも実施設計では高さを下げられている。

残念ながら、このコンペであらかじめ配布されたラインプランは残っていない。従って 塔を具体的にどのように要求していたかは判然としない。しかし応募案の大半が正面中央 の玄関上部に塔を描いており、何らかのヒントがなされていたのかもしれない。設計心得 の第六には、塔又は円屋根(ドーム)が市街地建築物法の高さ制限を多少超えてもよいと 言った表現があるが、塔自体はあってもなくても規程上は問題なかった。実際塔のない応 募案も何点か存在しているが、県側の本音は塔の外形がほしかっただけのことであった。

日本的なるものを神社仏閣の屋根に代表させたのは、特段珍しいものではない。こうした和洋の折衷は明治初期の藤村式擬洋風建築以来存在していた。しかし鉄筋コンクリートという素材を使い、建築規模もはるかに大きくなった公共建築の塔に採用した例は大連市役所にみることができるが、少なくとも国内にはなかった。

井上章一氏(国際文化研究センター助教授)は「戦時下日本の建築家」の中で、小尾案が選ばれた理由に外国人のエキゾチズムに訴えるデザインが評価されたと記している。³ ⁰ ⁾確かに審査員の佐野利器や内田祥三の評価に外国人に独特の印象を与えるだろうとはっきり言っている。それは嘉郎がニューヨークの自由の女神的効果をねらった意図はどうあれ、和風の塔が結果論として成功したことに繋がっており、エキゾチズムと評価するのは正論だろう。しかしそれは日本的キッチュの典型とも言えよう。なおニューヨークのリバティーアイランドにある自由の女神は1886年(明治19)に米仏友好百周年に合わせてフランスがアメリカに寄贈したものだ。

また和風といっても屋根の素材は瓦を使っているわけではない。小尾嘉郎は塔のデザインに呻吟する中で、五重塔のモチーフが父から示唆された。しかし後年の帝冠様式が直接日本瓦の屋根を乗せたものと違い、モチーフとはするもののかなりデフォルメして最終案に至っている。実際に嘉郎の描いた透視図を見ただけで、これが五重塔とは決して分からないはずだ。後の帝冠様式と呼ばれる芝区役所は明らかに五重塔と分かるように相輪部分にそれらしき突起物を配している。静岡県庁も同じだ。そしてむしろ寺院建築をモチーフにしていることを分からせるために、最上部に観音様を乗せたとさえ思われる。

唯一和風を感じさせるのは若干軒が出ていることであろう。露骨に日本の神社仏閣の屋根を乗せたわけではなく、それなりに近代様式にとけ込ませようとした嘉郎の努力があった。このことは後にふれる軍人会館コンペでの嘉郎のコメントにもはっきり述べられている。このいくらか日本風をそっとしのばせたところを佐野利器が喜んだものと考えられる。佐野はこんなコメントをしているからだ。

「荘重味のあるアメリカ流の事務所建築に基いているようであるが軒回りや其柱形の凹凸の具合から何となしに日本風を加味して居る、更に又塔に於てそうである。」³¹⁾

しかしその後の日本風の屋根と西欧的ビルの合体様式(帝冠様式)が数多く作られる中で、日本風の部分はデフォルメされることなく、露骨な日本スタイルとの折衷が採用されるようになった。

6月21日から7月1日にかけて、横浜生糸検査所において応募図面の展示会が開催されたことは前述のとおりである。注目を浴びたコンペであったせいか、この展示会は盛況であった。盛況だったもう一つの理由として、会場となった生糸検査所が遠藤於菟の設計で竣工したばかりの評判の建築だったからである。

生糸検査所は農林省(大正14年4月1日に農商務省は農林省と商工省に分離)の施設で、輸出用生糸の格付け製品検査を行っていた。元々は横浜市中区本町一丁目の、現在の地方裁判所の辺りにあった。だが関東大震災において、県庁同様に倒壊は逃れたものの、火災により烏有に帰していた。しかし生糸貿易の休止は経済の消長に繋がるものとして、早急なる再建の必要があった。そこで北仲通りにあった横浜地方裁判所(やはり地震で壊滅していた)と土地交換を行い、さらに一部用地買収をして現在地に新規建設をすることとした。この場所は絹業試験所の隣接地であることや、新港埠頭がすぐそばにあり、また桜木町から鉄道の引き込みがやりやすいことから最適地と考えられたのである。設計は遠藤於菟に委託され、工事は大正14年1月に始まり、大正15年5月に完成している。主要建物は鉄筋コンクリート造4階建、延べ2,700平方メートルで、これに鉄骨等の付属屋が付いていた。柱型を煉瓦タイル貼りとし、モダニズム移行期を思わせる事務所ビルとして遠藤らしい実にすっきりした建築である。残念ながらこの建物も近年国の合同庁舎として高層化が図られ取り壊されてしまったが、外壁の一部は新庁舎に転用利用されている。

この展示会の終了で、県としての設計競技業務は終了した。そして8月15日には、洪 洋社から応募図面集が丸善や三省堂などで一斉に発売された。

この頃の神奈川県は多忙を極めていた。堀切知事は内務部から独立させて土木部を新設する構想を抱いており、各方面との調整に忙しかった。そんな中の9月15日、前任の神奈川県知事で震災復興局長官の清野長太郎が胃癌で亡くなる。この長官後任人事をめぐって様々な憶測記事が当時の新聞に載っている。候補者は何人かおり、中川北海道長官、堀切神奈川県知事、三松新潟県知事、有吉横浜市長などが取り沙汰された。順番では堀切、憲政会系で若槻首相の信任の厚い三松、濱口内相の意中は中川であったという。

結局、時の内務大臣浜口雄幸(昭和5年金輸出解禁をした時の首相、同年11月14日東京駅で狙撃されこの傷が元で翌年死亡)は中川の固辞にあい、堀切を後任の復興局長官に指名した。当時の中央政界は「朴烈怪写真事件」をはじめとして政友会と憲政会の政争すさまじいものがあり、また地方の長官人事もその影響を少なからず受けていた。この年、何人かの地方長官が更迭されている。

そして9月28日、堀切知事は復興局長官に、後任に京都府知事であった池田宏が発令される。ちなみに、県庁舎設計競技の審査委員を務めた小柳牧衛は青森県知事に転出している。池田宏の第27代(21人目)神奈川県知事就任について、当時の新聞は行政的手腕に富む都市計画の権威者でありまさに適任であると報じている。また池田自身の談話と

して、「自分は先輩から、地方官の評価は3年をもってなされるべきと聞いており、自分もそう思う。京都府ではまだ2年足らずで、財政調査会や治水交通調査会を設立しこれからという時であった。京都は居心地のよい所だった。」と述べている。³²⁾

第4節 神奈川県庁舎建築工事

(1)実戦部隊の職員

当選者がその著作権に基づいて設計監理を総合指揮するとの意味合いとはかなり異なる。 丁度国会議事堂におけるコンペ当選者たる吉武東里が宮内省から大蔵省の議事堂建設事務 所に呼ばれたアナロジーにすぎない。小尾嘉郎の立場は所詮ドラフトマンの一員であった。 一方県庁舎の工事であるが、主体工事のみ外注して、仕上げの図面が出来次第、順次工 種ごとに直営で個別発注するとのやりかたであった。そして第一期主体工事は入札の結果 大林組と決まり、大正15年12月4日地鎮祭を迎える。敷地中央に紅白の幕が張られ、 午前11時から修祓の神事に続いて池田知事が鍬入を行い、有吉横浜市長やイギリス領事 ホルムズ、アメリカ領事ケンパー等内外からの来賓約百人が玉串奉奠をした。正午には万

小尾嘉郎は大正15年10月9日付けで神奈川県に採用された。今日での、コンペ1等

また実は池田宏知事も複雑な思いをもって式に参加していた。それは時の大正天皇の命が旦夕に迫っていたからである。大正天皇は大正10年に発病以来、実際の公務は裕仁親王(後の昭和天皇)が摂政となり行っていた。大正天皇は、葉山の御用邸で闘病生活を送っており、池田知事は随時訪問し、容態をその都度県議会に報告していた。そして大正15年も押し詰まった12月25日崩御した。新規の元号は昭和と決まり、昭和元年はわずか6日間となった。

歳三唱を行い式は終了した。小尾嘉郎も県側の末席にいたであろうが、この時点では県を

退職する決断をしていたはずで、心中複雑な思いで式の進行を見守っていたろう。

正式の起工は、明けて昭和2年1月15日である。奇しくもこの日をもって、小尾嘉郎は辞表を出し神奈川県を退職しているのである。ただでさえ忙しい時期に陛下の薨去が重なり、はなはだ悪い時期で、県側の心証は害されたに違いない。

職員録で大正15年11月13日の県庁舎建築事務所のスタッフを見てみる。33)

県庁舎建築事務所

所長建築技師鳥井信参与地方事務官長岡 喜一参与建築技師成富 又三

顧問

年3,000 佐野 利器

小石川区駕籠町一六0

兼 地方技師 川口 一二

建築技師

年1,800 松井 宗一

東京市外渋谷町下渋谷一七九九

年1,800	渡邊 利雄		
	東京府下馬込村字東九一二		
年1,700	池辺 宗薫		
	市内小安町市営住宅第二六号		
建築技手			
月140	小尾 嘉郎		
月140	廣田 清作		
月130	楠原松太郎		
月120	濱田 義男		
月 90	古賀 新吉		
月 85	和田 敏明		
月 85	待山 正利		
月 75	宮本 幸一		
月 70	碓井 政人		
助手			
月100	二見 秀雄		
月 55	松葉與兵衛		
月 53	高橋健次郎		
月 53	平岡 正嘉		

総勢21名であるがここに名前すら載らないアルバイト的工手も相当いたはずである。 設計図に職員録にない名前のサインがあるからである。そして最後まで実務で指揮をとっ たのは、渡邊利雄と池辺宗薫である。

所長を拝命した鳥井信は、明治18年11月24日新潟県三島郡出雲崎町に生まれている。大正5年に東京帝大工科建築科を卒業し、「あめりかや」建築部に入り、翌6年にヤマトブロック建築株式会社に移った。大正7年11月に朝鮮総督府技師となり、官吏技師の生活を開始した。高等官7等での採用だった。大正10年に警視庁保安部に移るが、大正8年に施行されたばかりの「市街地建築物法」の運用に従事した。大正14年11月に神奈川県警察部建築課長を拝命し、建築行政の実践を行うこととなった。鳥井は高等官4等になっていた。そして翌15年11月に兼務で県庁舎建築事務所長となっている。しかし工事が佳境に入った昭和2年4月末をもって神奈川県を退職している。その後神戸市の技師となり、建築課長となっている。

佐野利器の次に記載されている川口一二だが、やはり警察部建築科に所属しており、庁舎建築事務所は兼務であった。川口は明治33年2月27日に鹿児島県鹿児島市樋之口町に生まれ、大正12年に東京帝大工学部建築科を卒業し、大阪府の警察部建築課に警察技師として採用されている。大正14年3月に神奈川県に出向の形で赴任した。その時高等官7等になった。当初は警察部保安課に配属されたが、10月には警察部建築課に異動し鳥井の部下になった。大正15年7月に庁舎建築事務所の兼務となったが、法令チェック要員であり実際の仕事はなかった。昭和2年8月に高等官6等で退職する。神奈川県職員として川口は市街地建築物法の施行に従事すると共に、関東大震災後に防火地域内の耐火建築物には建築費補助が出されることが制度化されており、数多く出された補助申請建築

の強度計算や中間・完了検査に熱心に取り組んだ。後年県は横浜市復興事業の功労者として川口を表彰している。なお、この復興功労者としては、池田宏、鳥井信、成富又三らも名前を連ねている。神奈川県退職後は大阪市及び大阪府の営繕課長を務めている。³⁴⁾

なにはともあれ、鳥井と川口は神奈川県の建築行政創生期の功労者であることに間違いない。市街地建築物法は都市計画法とともに大正8年に公布されているが、建築行政は警察部の仕事として、県警に「建築監督官」が置かれ、初代建築監督官には田中大作(大正4年東京帝大建築卒)が任命されている。大正14年11月に警視庁技師として転出するまで田中が務めたが、後任に鳥井信がひきついでいる。

この大正末期に神奈川県の建築行政に携わった人に、川喜多一雄氏がいる。昭和60年に筆者は川喜多氏に面談し、往時の話を聞く機会があった。川喜多氏は明治36年12月20日生まれで、大正13年に日大建築科を卒業し、神奈川県に採用され、警察部建築課に勤務し創生期の建築行政に従事した。古い写真をながめる中で、渡邊利夫や池辺宗薫、古賀新吉氏を特定された。しかし小尾嘉郎についてはまったく知らないとのことであった。昭和2年に退職し、マックス・ヒンデルの事務所に勤務した。マックス・ヒンデル(Max Hinder)は1887年にスイスのチューリッヒに生まれ、ヨーロッパ各地の設計事務所で修行し、1924年(大正13年)に義弟のハンス・コラーを頼り夫婦で来日した。コラーが北海道帝大のドイツ語教師であったため、札幌に居を定め教会建築などに腕をふるった。27年にコラーが死去したため、横浜市本牧に移住し設計事務所を開設した。この時川喜多氏はドラフトマンとして採用されたようだ。ヒンデルは1940年に帰国し、1963年にバイエルン地方レーゲンで死去する。宇都宮天主公教会や上智大学1号館、ヒンデル自邸などは今日現存しており、静かな人気を集めている。

川喜多は昭和11年にヒンデルの事務所を辞め、川喜多建築設計事務所を開設した。川 喜多事務所はご子息に引き継がれて、今日でも中堅事務所として存続している。残念な事 に、筆者と会見した2年後の昭和62年7月心筋梗塞で死去された。享年84歳だった。

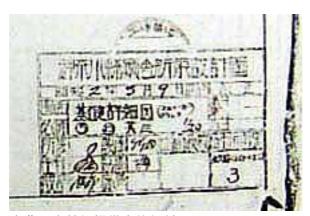
半年前の5月1日付け職員録で見られるスタッフで、残っているのは鳥井信、成富又三、渡邊利雄のわずか3名である。しかも実際にT定規を持って図面を引いた者は、この三人の中にはいなかっただろう。実戦部隊は総取り替えであるから、基本設計は勿論であるが、実施設計図もある程度出来ていたと思われる。

小尾嘉郎は建築技手の筆頭に配置されている。月140と書かれているのは月給が140円という意味である。俸給額もまずまずであり、実践部隊の筆頭に位置づけられたことも東京市電気局時代を思えばそう悪くはないはずだ。難点は横浜までの通勤であったろう。当時県庁舎建築事務所はバラックで現場敷地内に大正15年6月にできていた。結婚をして間もなく、両親と祖母の生活を支えていたのだから、吉祥寺から離れることは考えられなかった。また祖母・さゐの体調はすぐれなかった。

当時東急東横線は全線開通しておらず、利用できる電車はことこと走る省線だけである。 県、ひいては国の威信をかけた帝都の玄関口にあたる建築工事である。しかも期限は設定 されている中で、職員は不眠不休の激務に耐えて仕事をこなさなければならなかった。我 慢強く誠実な人柄の嘉郎がわずか3カ月で退職した理由について、筆者が容易に想像でき ることを書いたが勿論真実は今となっては闇の中である。そして祖母・さゐは嘉郎が退職 した8日後の1月23日にこの世を去った。

なお佐野利器は大正15年8月2日付けで顧問嘱託として採用され、岡田信一郎は同月30日で嘱託職を解かれている。また電気については大山松次郎(東京帝大教授)が顧問として招かれている。職員録や官吏進退記の公文書には記録されていないが、落成式の招待者名簿には載っている。多分臨時的対応だったか。そして実践部隊の指揮について、構造を池辺宗薫が、計画部門を渡邊利雄が執ったと図面のサインから推定される。

図2-41 構造図にある佐野利器のサイン。



出典 大林組提供実施設計図

基礎詳細図の主任欄に佐野のサインが見られる。その上の所長欄は空白で、下の設計の欄は池辺のサインが見て取れる。

昭和3年5月1日付けの県庁舎建築事務所の体制は次の通りである。なお建築事務所は 既に本庁一丁目の建築現場敷地内に移っていた。

県庁舎建築事務所

所長			
年2,500	建築技師	桑原	栄治
	Ī	市内磯子区禅原	馬三六
参与	地方事務官	長岡	喜一
	地方技師	枡井	照蔵
	建築技師	成富	又三
顧問			
年3,000	工学博士	佐野	利器
建築技師			
年2,200		渡邊	利雄
年1,900		池辺	宗薫
年1,200	地方技師	奥戸	大蔵

以下建築技手が11名、助手が4名である。

・ 実施設計を担当した者

今日大林組に保存されている実施設計図はマイクロフィルムである。各設計図の右下にある決済欄には、所長、主任、設計、製図、写図、保管の項があり、印影やサインが認められるが、大半は判読不能である。中にはまったく空欄となっているものもある。また平成3年5月に桑原が所長として赴任しているが、赴任以前の図面に桑原が押印しているものもある。また職員録には登載されていない者の名前もあるが、これは臨時雇い的工手の存在だろう。いずれにしても決済といった事務手続きは2の次とされ、とにかく期日までに業者渡しをする図面を仕上げなければならない多忙と混乱ぶりが彷彿される。

判読ができた設計者と製図者は次のとおりである。

計画図全般設計者 渡邊利雄 池辺宗薫

以下製図者

塔屋階小尾嘉郎シャンデリア姿図濱田義男階段詳細和田敏明

正面車寄詳細 濱田義男 和田敏明 松葉與兵衛

議場矩形図 碓井政人 高橋健次郎

エレベーター室松葉與兵衛地階各室詳細松葉與兵衛地階浴室和田敏明

西玄関詳細 古賀新吉 和田敏明

会計金庫室詳細松葉與兵衛土木・警察・学務部長室詳細碓井政人内務部長室詳細碓井政人3階参事会室詳細宮本幸一

貴賓室詳細 濱田義男 宮本幸一

知事室詳細宮本幸一議長応接詳細高橋健次郎議場詳細葛西某

正庁詳細 濱田義男 宮本幸一

高等官食堂詳細 濱田義男 衛生試験室詳細 高橋健次郎

構造図

基礎詳細の主任に佐野利器のサイン、製図全般は池辺宗薫と川口一二の印がある。

基礎詳細 池辺宗薫 松葉與兵衛 竹田某

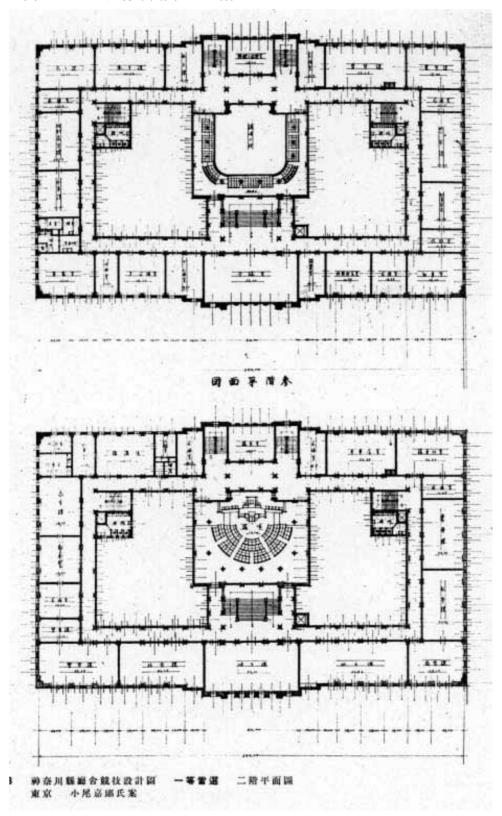
スラブ配筋図 竹田某

鉄骨軸組 池辺宗薫 二見秀雄

鉄骨詳細 廣田 清作

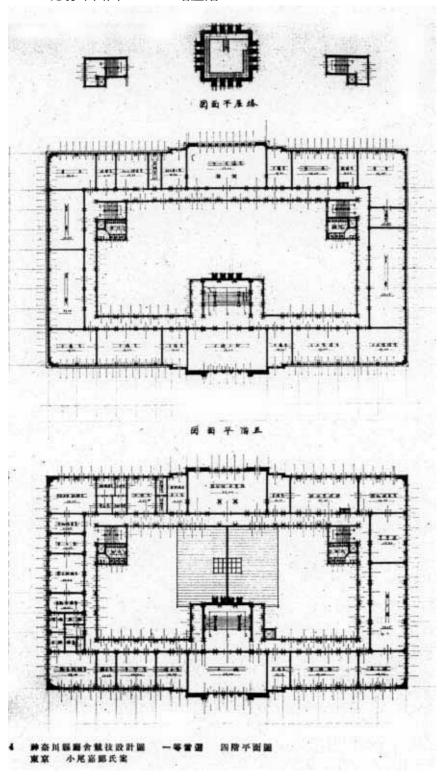
・小尾嘉郎のコンペ応募案と実施設計図の比較

図 2 - 4 2 応募平面図 2 ~ 3 階



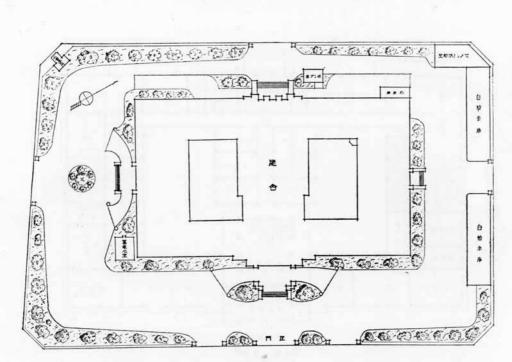
出典 神奈川県庁舎競技設計図集

図2-43 応募平面図4・5~塔屋階

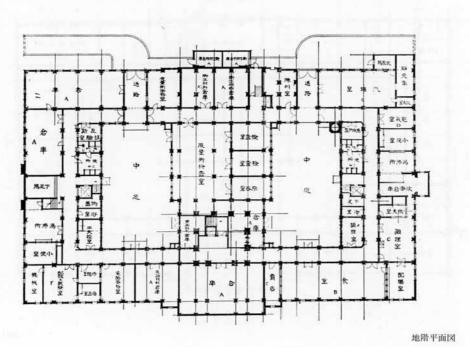


出典 神奈川県庁舎競技設計図集

図2 44 実施設計平面図(地階と配置図)

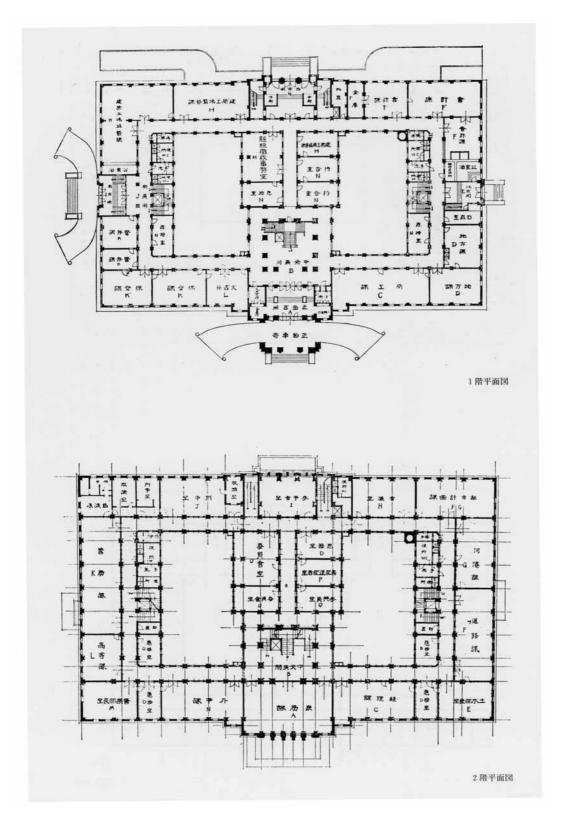


敷地平面図



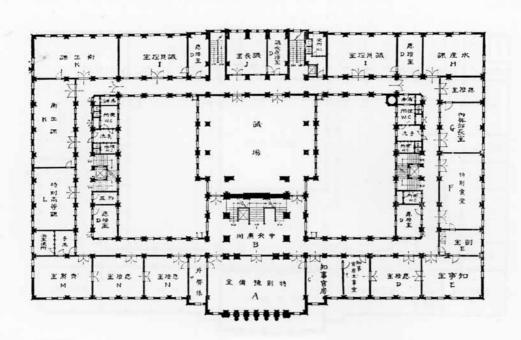
出典 神奈川県庁物語

図2-45 実施設計平面図(1~2階)

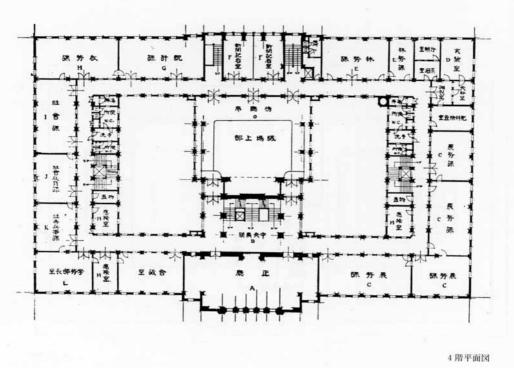


出典 神奈川県庁物語

図2-46 実施設計平面図(3~4階)

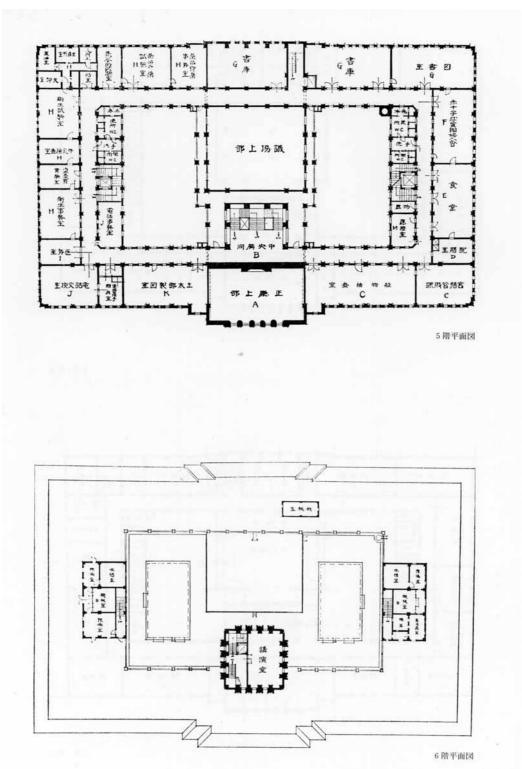


3 階平面図



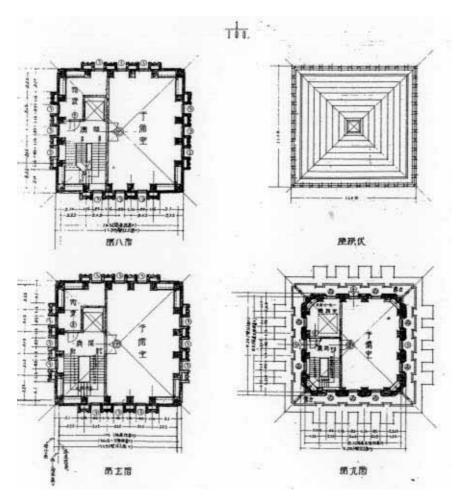
出典 神奈川県庁物語

図2-47 実施設計平面図(5~6階)



出典 神奈川県庁物語

図2-48 実施設計塔屋階(小尾嘉郎自身が線を引いたもの)

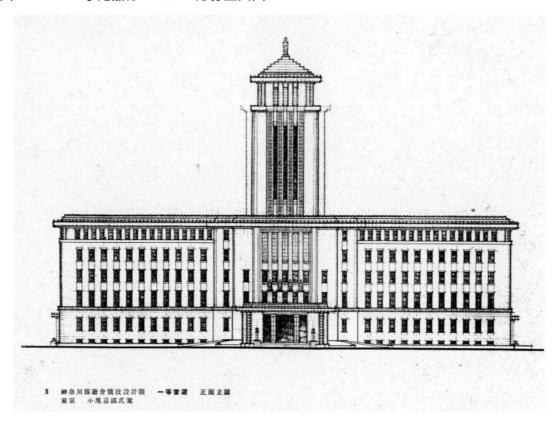


出典 大林組提供実施設計図

図2-43の小尾嘉郎コンペ応募案で、塔は吹き抜けとなっていた。原案は文鎮を乗せたように不安定と批判されたが、実施設計では9層の執務室階となっている。この図面の決裁製図欄には小尾とのサインがはっきり読みとれる。

いずれにしても、小尾の応募平面案と実施設計の平面図は多少の違いはあれ、いわゆる 日の字プランである。設計コンペで配布されたラインプランもほぼ同様のものであったと 推定される。

図2-49 小尾嘉郎のコンペ応募立面図



出典 神奈川県庁舎競技設計図集

図2-50 実施設計立面図



出典 実施設計図 (大林組提供) 両者の塔の相輪下部までの横縦は小尾案で1対2、実施設計では1対1.5である。

(2)大林組等への発注

県庁舎工事で、外注したものの内、金額等が明確に分かっているのは大林組へのものだけである。³⁵⁾

第1期工事 昭和元年12月27日~昭和3年4月15日 937,000円 第2期工事 昭和3年4月20日~昭和3年10月31日 439,850円

大林組への発注総額は1,476,850円ということになる。公表された建築工事費は2,750,000円であるから、全体工事費の約54%に当たる。時系列と金額から判断すると、1期が躯体工事で、2期が設備工事を除く内外装の仕上げ工事となろうが詳細は不明である。

その他の工事請負人としては、暖房工事を高砂暖房工事(株)電燈をみよし組、室内装飾を川島甚兵衛商店、昇降機を日本エレベーター製造(株)衛生工事を経塚工務所などとなっている。主要材料として、セメントが浅野セメント(株)鉄骨が八幡製鉄と日本鋼管、タイルとテラカッタが日本煉瓦(株)大理石が矢橋大理石店、スチールサッシが三機工業(株)などである。

神奈川県庁舎工事は順調に進んだ。実は横浜市中区の海岸沿線の地盤は大変複雑である。 ちなみに隣接して戦後建てられた新庁舎は30メートルの鋼管杭を打設している。そして 周囲の地盤はやや沈下気味である。また少し離れた関内駅近くの村野藤吾設計による横浜 市役所はかねてより不等沈下で苦労している。この県庁舎は直接基礎で施工された。

大林組は佐野友吉が現場所長となり、畠山隆三郎、田中長市、福永敬三、森政太郎、太田清一、杉浦春雄のスタッフが支えた。昭和52年頃であったが、筆者は大林組にこれらメンバーでご存命の方がいるかどうか問い合わせしたことがある。しかし全員すでに亡くなっているとの回答であった。ただ、筆者はこの現場に大林組の工手として参加していた東洋建築設計事務所長の波多実治氏からわずかに次の話しを聞いている。当時まだ20歳そこそこの波多氏は県庁の現場でクレーンを操作中、誤って倒してしまい大騒ぎになったのだという。波多氏は間もなく大林組をやめて積算事務所を開業し、現在はご子息が後を継いで中堅の設計事務所として今日も存続している。その波多実治氏も数年前鬼籍に入られてしまった。

地下 1 階、地上 5 階建てであるから、今日の感覚では当然鉄筋コンクリート造となるところであるが、震災直後の大規模建築であり鉄骨鉄筋コンクリート造となっている。あたかも軍事要塞のような頑健な建築となっている。伝説として屋上スラブは少々の爆弾ではびくともしない厚みがあると言われている。しかし今日残る断面図からは、屋上スラブが極端な厚みをもっているとは思えない。なお一般階のスラブ厚は 1 3 センチメートルである。ただ相当丁寧な仕事をしたであろうことは間違いない。また県 OB の相沢栄一郎氏の証言から、高射砲を据えるために屋上に 2 0 c mぼどの増し打ちをした場所が判明している。丁度貴賓室の上部に当たるところである。ただ実際に高射砲が据え付けられたことはなかった。

図2-51 高射砲据付のために増し打ちされた屋上スラブ



(3)桑原栄治の栄光と悲劇

図2-52 神奈川県に赴任した頃の桑原



出典 神奈川県庁物語

昭和3年5月1日に所長として赴任してきた桑原栄治(大正12年東京帝大建築卒)は 佐野利器の愛弟子として知られている。この5月の時点は、コンクリート工事は塔を残し てほぼ終了し、4日は定礎式という時であった。無論図面そのものも内装以外は完了して おり、桑原個人の建築技術者としての意志が加わる余地はあまりなかった。計画図には桑 原の印が押してあるが、赴任前の日付のものもあることから、後追いで決済したものであ るう。

神奈川県庁工事が終了後の昭和4年6月15日に神奈川県を依願退職する。そしてやは り佐野利器の指示により、名古屋市役所へ主任技術者として赴任する。名古屋市役所と愛 知県庁舎は名古屋城三の丸に並んでおり、共に帝冠様式の代表格であり、昭和初期特有の ある種重い雰囲気を醸し出している。

名古屋市役所については後述するが、昭和4年4月から5月にかけて行われた設計競技で、平林金吾の1等当選案を基に建設されている。中央の塔の屋根が名古屋城の櫓をモチーフに、と言うよりそのまま瓦屋根をのせたもので、神奈川県庁舎とよく似ている。神奈川県庁の盗作あるいは真似との批判が当時からあったようで、審査員の佐藤功一はその否定にやっきとなっている文を残している。

このコンペの審査委員は佐野利器、佐藤功一、土屋純一、鈴木禎次、武田吾一、三沢寛一で、やはり建築実施にあたっては佐野利器を建築顧問に招聘している。昭和6年11月に地鎮祭を行い、昭和8年9月に完成している。満州事変直後の時局柄か、やはりこの建築も屋上は高射砲設置可能なものとしている。

後年桑原栄治は、満州中央銀行完成座談会の中で「爆弾が落ちても、この銀行の屋上は 大丈夫です」と語っているが、神奈川県や名古屋市役所時代の経験を役立てたのではと筆 者は推測する。

桑原は昭和8年の10月に満州に渡った。満州中央銀行の建設に携わった後、満州国国都建設局営繕処長となり、満州で敗戦を迎える。この間に佐野利器は満州国国都建設局顧問になっていた。こうした桑原の人生職歴はすべて佐野の指示によっていたといって過言ではない。佐野は酒豪だった桑原に「酒は飲めないより飲める方が良いが気をつける」と渡満の際忠告している。³⁶⁾佐野自身は酒が飲めなかった。

桑原は日本への引き揚げの途中で、北朝鮮に取り残された部下とその家族を救出するため、北朝鮮に渡り身代金目的で北の軍隊に拘束され、獄中で病没した。(「満州国の首都計画」越沢明著)この事実を直接北大教授の越沢氏に確かめたところ、佐藤昌氏(元新京特別市公務処公園科長、建設省計画局施設課長)からこの事実を明かされたと言う。佐藤氏も故人となり、旧満州国時代に都市建設を経験した人々はほとんどいない。

また昭和22年2月発行の建築雑誌(第728号、729号合併号)の巻末に「故桑原 英治氏遺族援護金募集趣意書」がある。元桑原の部下で、当時熊谷組の葛岡正男氏が執筆 したものであろう。ここでは次のように記述されている。

「元満州国交通部土建統制司長桑原英治氏が北朝鮮平壌の地に於いて客死せられて早くも一ヵ年の日時が過ぎて了ひました。 中略 今回は各種の手違ひから所期の目的を果さざる内に1月下旬より病床に就かれ、2月10日平壌の一寒屋に於て48を一期として其の御生涯を終へられたので御座居ます。同氏の御逝去は全く北鮮に疎開せる日本人に対する同胞愛の犠牲と申しても不当ではないのであります。

同氏の御家庭生活は決して御多幸とは申し得ず渡満後数年ならずして2男1女を失はれ、さらに御長男英一君は数年前より病魔に犯され現在一進一退の状態にあり、幸子未亡人と御長男英一君、及び御次男俊二君の御三人の将来には並々ならぬ御苦労が控えて居る事と存じます。

就きましては我々同氏と交友深かりし者及び公私各方面に於いて一方ならぬ御厚情を受けました者達にて計りました結果 後略

昭和22年2月10日 発起人一同 」

昭和前期に、佐野利器という大物の忠実な良き弟子としてその指示に従い、渡り鳥のように時代を代表することになるいくつかの公共建築の現場で、主任監督員として君臨してきた。特に満州国時代は苦労に苦労を重ねながら着実に建築を仕上げてきた。王道楽土の夢の崩壊と共に、異境の地で無念の最後を遂げた桑原、その胸に去来したものは何であったろうか。また自ら満州の地に送り出した佐野利器は、その回想録の中で一言もふれていない。但し佐野利器自身、長男啓一を昭和18年10月に南方群島で失っている。

塔屋を残してコンクリート打ちが終わった昭和3年5月4日、定礎式が挙行された。定

礎式とは元々ヨーロッパの石造建築に於いて、建物の安泰を願って偶角部の石を据える際の儀式であったが、日本ではコンクリート打設終了後、石工事の開始前に銘石に年月や定礎の文字を彫りつけて、鉛でできた礎石箱に貨幣や新聞を入れ所定の場所に取り付ける儀式となった。(建築大辞典、彰国社版)

この日小尾嘉郎が定礎式に参加したか否かは記録に残っていないが、多分出席していない。ちなみに開庁式にも呼ばれていない。神奈川県にとって最早小尾嘉郎は不要の存在になっていたのだろう。

礎石箱はどこに埋め込まれたかは今まで特定できないとされていたが、今日残る写真からは正面玄関に向かって左端、下から二番目の花崗岩の裏にあることがわかった。また礎石箱には特製の木槌と銀製の左官鏝が納められ、石版に陰刻した定礎銘版とともに埋め込まれた。幸いなことに定礎銘は拓本が今日神奈川県公文書館に保存されている。

以下筆者なりに定礎銘の漢文を送り仮名をつけて読みやすくしてみた。

定礎銘

廃藩置県以来我が神奈川県庁舎は既に三大変遷を閲して今に至る。

其の位置は初め横浜市本町通りに在ったが、おりしも明治十五年失火し烏有に帰した。 明くる年の八月、此処に移る。即ち横浜税関旧運上所の阯である。

爾来三十年の星霜を経たが、ようやく(次第に)頽廃し且つ規模も狭隘となる。

そこで大正二年十一月新しく庁舎を築いたが、おりしも十二年九月大震災にあい、一朝に して焦土と化した。

十四年八月に臨時県会を開いて、庁舎新築の議決がされ三百十五万円が工費とされた。 その内二百九十五万円は政府に請願し借り受け、十四万一千八百余円は国帑(国庫支給された所である。その他は仮庁舎を売却してこれに充てた。

賞を懸けて建築設計図案を江湖に徴した。小尾嘉郎はこれに応募し、一等賞を博するところとなった。

建築顧問である佐野利器博士は、その図案に基づき苦心研鑽して改訂したものである。 十五年十二月四日、地鎮祭を行い、昭和二年一月十五日起工し、明くる年の五月四日定礎 式を挙げた。銘に曰く(以下省略)

神奈川県知事従四位勲三等 池田 宏

図 2 - 5 3 定礎銘



出典 神奈川県廳物語

(3)工事写真

図 2 - 5 4 基礎工事



図2-56 鉄骨工事1

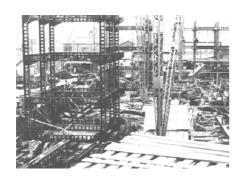


図2-55 当時の足場はすべて丸太

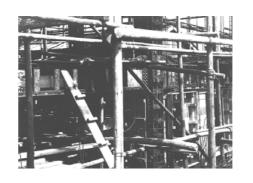


図 2 - 5 7 鉄骨工事 2



図2-58 鉄骨の現場検査を行う県職員と職方

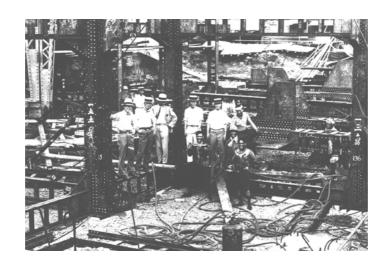


図2-59 建方がほぼ完了、また右隅に県信連の建物が見える(現存)



図2-60 正面玄関側から撮影したもの、トラックの形が時代を感じさせる。

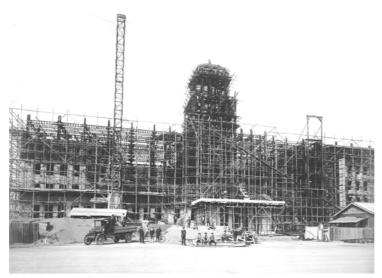


図2-61 定礎式1(昭和3年5月4日)



図2-62 定礎式2



図2-63 献納品



図2-64 石膏模型



図2-61の写真は大林組の職員が献納箱を納める様子が、図2-62では献納が終了

し石板も取り付けようとしており、礼拝所の雛壇席一番手前に佐野利器がいる。図2 - 5 3 は献納された銀製の左官用鏝と木槌である。鏝には神奈川県庁舎定礎式記念と刻されている。右は当時作られた完成模型で参会者に見せたのだろう(現存)。





出典 神奈川県庁物語

この記念写真は撮影期日不明であるが、桑原栄治が着任して間もない頃であろう。最前列右から4人目が桑原栄治、5人目が池田知事、6人目が渡邊利雄、7人目が池辺宗薫である。渡邊と池辺が設計実務の中心になっていた。円弧内写真の中央は佐野利器。なお渡邊利雄は明治26年東京に生まれ、大正8年に東京高等工業建築科を卒業し、鉄道院東京改良事務所、東京市を経て大正14年から昭和4年まで神奈川県に在職している。その後茨城県、宮崎県、岐阜県、そして最後は京都府の営繕課長となっている。昭和50年に死去。

池辺宗薫は明治35年に生まれ、大正14年に東京帝大建築科を卒業し横浜市建築課に 勤務の後、大正15年8月に神奈川県庁舎建築事務所に勤務する。その後終戦直前まで営 繕管財課や商工部に在職し、戦後は名古屋市に勤務し復興局建築部長兼住宅部長となって いる。昭和33年に死去。

(4)内外装の装飾

アール・デコ

この建物は一部議場や貴賓室、正庁の折り上げ格天井やシャンデリア、玄関廻りの大理 石使用など豪華なものが強調されがちだが、全体としては意外なほど質素なものである。 工事費の大半が大蔵省からの補助金であり、贅沢は許される環境ではなかった。また佐野 利器自身も庁舎建築は簡素なものであるべきとの哲学をもっていた。

外壁に使用されているスクラッチタイルは当時ライトが帝国ホテルで使用したことから、 官民問わず建築外壁材としてはやった材料であり、既製品に近いものだろう。ただ塔の外 装タイルだけは備前焼によく似た特注タイルである。しかしそれもごく一部の使用である。

しかし正庁と貴賓室は別格である。特に正庁は大半がリノリウム仕上げであるが、細工を施した寄木組となっている。周囲の壁には飾り照明を付け、奉安殿は川島甚兵衛商店の高級織物が張られた。緞帳も併せて天平の様式を採用したとの川島甚兵衛商店の談話が残っている。無論川島甚兵衛商店とは今日の株式会社川島織物のことである。川島織物は正庁の壁の模様は天平の文様を採用したとしている。

なんであれこれら重要な部屋の内装や家具のデザインは、すべて業者に委せることなく、 職員が設計もしくはスケッチをして製作させている。

ところで正庁とは今日耳慣れない言葉である。当時も一般的ではなかったようで、設計競技の段階で質問が出されていることは既に述べた。県の回答は「3大節拝賀式場其の他の儀式に使用する室なり」となっているが3大節とは言うまでもなく、紀元節、天長節、元日のことであり、昭和2年以降は明治節が加わり、4大節となっている。奉安殿は天皇・皇后の御真影が飾られるものであり、最も高い格式が要求された。洋風の床の間といった感じのものである。格式高いこの部屋も戦後は一時期行政資料室となり、いわば倉庫の状態になってしまったのも時の流れと言うほかない。現在はやけに天井が高い一般の執務室として使用されている。また天皇の御座所であった貴賓室は、第3応接室としてきっちり保全されているが、浴室はなくなり、かすかに壁に使用された大理石が改造後の湯沸かし室の腰壁に見ることができる。

玄関の門灯(戦時下でいったん供出され、戦後再製作したもの)や正庁の装飾には当時はやりのアール・デコの影響が見て取れる。この大正末から昭和初期はまさにアール・デコこそが最先端ファッションだったのだ。また屋上のバラストレードに使用したテラカッタをはじめ、柱につけられた装飾はフランク・ロイド・ライト好みのアステカ風のものにも見える。

・アール・デコ博覧会

大正14年(1925年)パリで現代装飾・産業美術博覧会(略して国際装飾美術博覧会、Exposition International des Arts Decoratifs)が開催された。当時建築のデザインが脱古典的様式を目指して、セセッションやバウハウスなどのモダニズムへの流れが明確になり、装飾排除の動きが加速されていた。こうした中で様式建築や装飾美術のデザイナー達が、廉価な量産品として対応できる産業社会に対応するデザインを提案しようとしたのがこの博覧会であった。従って統一されたアール・デコなる様式があったわけではない。しかし今日的な目でこれらデザインを見ればある特徴が浮かび上がる。

まずアール・ヌーボからはかなり簡素化されたことである。前者が複雑な曲線を用いて 植物のくねりや女性のたおやかさ(エロチシズムと呼ぶ者もいる)を表現したのに対して、 直線が多く、また曲線も単純なものが多くなっている。藤森照信氏は「アール・デコの館」 (ちくま文庫版)の中で「植物的な造形から鉱物的な造形への変化に他ならない」と説明 されているが、これでもはっきりしないところである。

筆者は造形の効率化の一過程と考えている。産業社会即ち資本主義の発展のキーワードは「効率」である。これは建築が古典様式からモダニズムに進む過程も同じである。人間個人の手仕事による生産から機械を利用した再生産が容易化させる過程とも言い換えうるであろう。

宝相華

さらに県庁内部を飾った陶板や格天井の模様、階段の手摺子(いわゆるグリル)の間を埋めるレリーフには共通した紋様が使われている。「宝相華」である。当初筆者はこの花模様を「かきつばた」ではないかと思い、間違えたまま感想を庁内誌に載せてしまった苦い記憶がある。

この神奈川県庁舎はその塔が五重塔をモチーフとしたことはすでに記述したとおりであるが、内装に宝相華を使用したことでその基本装飾コンセプトを仏教に求められていたことがわかる。宝相華の「宝相」とは金銅仏の光輝く荘厳な姿のことで、ひいては仏像に対する形容詞となった。林良一氏が「仏教芸術」誌で述べている説によれば、元来のインド教典にその言葉は無く、中国南北朝期にできた造語であるという。³⁷⁾そして宝相華が具体的に何の花を指すのかは「空想の花」節や現実の花説など諸説入り乱れている。

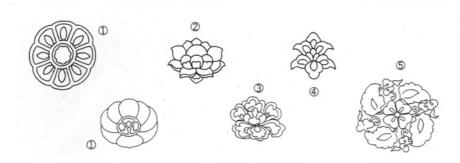
れっきとした現実の花説をとっているのが吉村元雄氏で「ボタンバラ」異名「ボタンイバラ」で春咲きのイバラの一種であるとしている。貝原益軒は「大和本草諸品圖」(正徳5年、1715年)のなかで宝相花=仏桑花(ハイビスカス)としている。また伊東忠太は「鳶尾科(いちはつ)」説を唱え、仲田勝之助はクレマチスだとしている。このほかに、「のうぜんかずら」「海棠」「ボタン」「石榴」などが比定されている。従って筆者が「かきつばた」と勘違いしたとは言え、伊東忠太があやめの一種である「いちはつ」説を主張しているので、38)結果論としてはまったくの誤りでもなかったようだ。

林良一氏は前掲誌の中で、宋の元符3年(1,100年) 李明仲が勅を奉じて撰修した 建築技術の専門書に「営造法式」があり、この書には建築装飾の意匠として蓮華、海石榴 華らとともに、宝相華の名前が記述されており、従って唐時代に成立したこの文様が宝相 華として宋時代中頃には通用していたとの説を述べている。

そもそも日本人が中国で流行している装飾文様を取り入れるのはきわめて早い。いわゆる忍冬唐草文と訳されているパルメット唐草が日本にもたらされたのは古墳時代であり、 以降蓮華や宝相華、葡萄、牡丹などが飛鳥・白鳳の仏像、仏具や正倉院御物に代表される 天平の工芸を飾っているが、ほぼ中国で流行する時期と重なっている。

平安時代では、新たな唐草の移入はなく、宝相華などが日本的に変化してゆき、鎌倉・ 室町時代になって元や明の牡丹文様が見られるようになる。原田一敏氏(東京国立博物館) は「日本の文様8」の中で、宝相華文を大きく次の5種類に分類している。³⁹⁾

図 2 - 6 6 宝相華のタイプ



出典 「日本の文様 8 唐草・蔓」(小学館)

神奈川県庁が採用した文様は第4の形状に似ている。これらは平安時代後期の11~1 2世紀に多くみられるもので、形状も定型化し宝相華のイメージが固定化した姿のもので あった。下は平等院鳳凰堂中堂斗拱部分であるが、神奈川県庁と同じ第4タイプの宝相華 が乱舞している。

図2-67 平等院鳳凰堂中堂斗拱40)

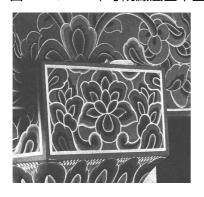


図2-69県庁格天井のステンシル 図2-70 4階陶版レリーフ

図2-68伊東忠太設計、震災慰霊堂扉







図2-68は東京都墨田区横網二丁目にある伊東忠太設計の震災慰霊堂の正面扉の裏側

に施された宝相華模様である。この慰霊堂建設には佐野も協力しており、文様に詳しい伊東が神奈川県庁舎の装飾にアドバイスしたことも想像できる。逆に震災慰霊堂の脇にある復興記念館管理事務所は窓格子のあしらいに、神奈川県庁舎の影響を感じてしまう。2 - 6 9 のステンシルは、国際建築の昭和4年1月号に載せられているものである。

図2-71 県庁階段グリル



この優美な文様を中国から取り入れたのは、日本の貴族階層の成立という社会背景と表裏一体のものであった。即ち、庶民階層の上に君臨し、またそれに相応しい装飾文様として宝相華が存在した。従って神奈川県庁舎はかつて岡田信一郎のコメントにあるように「貴賓の出入りも多く、以前は摂政宮の御宿舎にも当てられた」庁舎であり、皇族が使用するのにも耐えうるそれなりの高貴さをもった建築としなければならなかった。当時の建築技師達は何を装飾の基本に据えるかで頭を悩ましたことであろう。そしてたどり着いたのが、高貴の記号としての宝相華という文様であった。

外部のスクラッチタイルや内装テラカッタは合資会社笹谷商会(日本橋区箱崎町土州橋際、深谷辰次郎)の施工で、実際には日本陶業の常滑工場で制作したものである。深谷辰次郎は膨大なタイルやテラカッタの納品に大分苦労したようだ。笹谷商会はその後日本陶業に合流して存在していないが、現在の日本陶業の会長・深谷敬一氏は辰次郎のご子息である。41)

(5)相輪

小尾嘉郎の原案では塔の最頂部に観音様があったことはすでに述べた。さて実施設計ではどうなったか。建設当時は、横浜で最も高い建築物であり、相輪部分ははるかに見上げるだけで、その細部を見ることは不可能であったが、今日では戦後建設された新庁舎の10階あたりから、真横のラインでよく見ることができる。それが次の写真である。

図2-72 現在の塔最頂部

図2-73 最初の相輪デザインスケッチ



図2-74 建設当初の相輪



出典 国際建築(昭和4年1月号)



出典 大林組提供

昭和18年3月に、商工省に金属回収本部が置かれ、銅像・寺院の梵鐘などが供出された。当然官公庁も、その範を示す必要があった。従って、この水煙もその時の金属供出で現在の形になったであろうとの説が有力である。ただ、下部の五輪が当時のまま残っているが、これを外すと防水上の処理が極めて困難なため、かろうじて原型を止めている。

以上で明らかなように、現在の塔相輪部分は創建当初のものとは違っていた。雑誌「国

際建築」の昭和4年1月号に県庁の竣工写真が何葉か掲載されているが、塔屋頂上スケッチも紹介されている。これを見ると何と五重塔特有の相輪そのものであり、水煙までついているではないか。確かに竣工直後の完成写真を見ると、かすかではあるが水煙状のものが付いていることが分かる。設計者はこの塔が五重塔であることを明確に宣言していたのである。ただしこれでも伝統的な五重塔における相輪の構成とはかなり違っている。まず相輪は9が標準で、九輪とも呼ばれるが、ここでは5となっている。根元の基盤部分は、伏鉢と呼ばれる円弧状のものが付くはずが、火炎状の装飾物が直方体を飾っている。また水煙のさらに上部には二つの宝珠が付くはずであるが、中国風の剣先状のものとなっている。異様な感すら受ける形状のものであるが、残念ながらやはり戦時下金属供出の一環として取られて現存しない。現在のものは戦時供出後再建したものであるが、水煙は無くなり全体に質素なものとなっている。

元々五重塔における相輪とは塔最頂部全体を意味し、水煙や宝輪(九輪)等をすべて含んでいる。寺院における伝統的形式の相輪とは県庁の相輪はかなり異なっている。型式を柔軟に捕らえ、それらしくデザインを組み立てるのは伊東忠太が得意にしているがそれ以来の伝統と言えようか。

現在の箱状のものが水煙に取って代わっているが、宝珠をイメージしたものだろうか。 また夜間は電灯をつけて灯台機能を持たせた可能性もある。しかし相輪部分に関する記録 は一切残されていない。

第5節 新庁舎完成

大雑把に言えば、神奈川県庁舎とは鉄骨鉄筋コンクリートの躯体に五重塔を乗せて、アール・デコと宝相華で飾られた仏教をモチーフとする建築物である。それは世界に向けて日本の玄関口たる横浜港脇に聳立して、さらに国威を表象するものでなければならなかった。贅沢のそしりを受けずに、この要求に見事に答えを出したのが神奈川県庁舎であった。

(1) 落成式

昭和3年11月1日(木)午前10時30分から県議会議場において落成式が開催された。司会は長岡官房主事が務めた。まず佐野利器建築顧問が工事経過報告を行い、池田知事の式辞、望月内務大臣や吉川横須賀鎮守府長官、ホルムズ英国総領事、平塚東京府知事、飯田県会議長、有吉横浜市長らの祝辞がなされた。来賓には堀切復興局長官や小柳青森県知事も含まれている。共に県庁舎新築構想時に苦労した二人である。招待者は、落成式執行伺いによれば、各省大臣はじめ東京府、警視庁の高官213人、隣接知事(山梨・静岡)2人、県下の市町村議員等752人、建築関係29人、前部課長43人、横浜市会議員63人、郡市医師会長15人、合計1,117人であった。

また佐野利器の工事報告については、すでに本稿99頁で触れているが、神奈川県庁舎のコンペが外形の競い合いだったことを佐野が明言している重要なものだ。

新庁舎の竣工式は大きく2つの意味があった。第1には関東大震災復興の象徴であり、

第2には昭和天皇即位を祝う御大典としてであった。実際に昭和天皇が京都御所紫宸殿で即位礼を行ったのは昭和3年11月10日である。特赦が実施されるとともに日本各地で祝賀行事が行われ、この時期に実施された公共事業はやたらと御大典記念と銘打たれている。神奈川県は御大典の記念事業として、この県庁舎と金沢文庫(昭和6年完成)県立武道館(昭和11年完成)の3つを位置づけている。しかし今日残っているのは県庁舎だけである。

またこの式典に、浜田稔、二見秀雄、武藤清の名前が招待者の中に見られる。そして小さく「佐野博士関係」とメモが脇に書かれている。後に日本の建築界の泰斗となる3人であるが、多忙な佐野のために実地勉強を兼ねて神奈川県庁舎の設計監理を手伝った可能性がある。また嘱託として丹羽重光、大山松次郎の名前が招待者欄に記されているが、職員録や官吏進退記(人事課の詳細人事日報)にも2人の記録はなく、非公式の雇用か、極めて短期日の業務だったのか、判然としない。

新聞各紙も「もだん県庁」「偉観」「日本一のほこり」「大横浜港頭を飾る九層の粋な大建築」といった大仰な賛辞でその出来映えを讃えている。

(2)完成写真

図2-75 完成直後の全景(以下大林組提供)



図 2 - 7 6 県会議場

図2-77 正庁



図2-78 貴賓室



図2-80 玉座





図 2 - 7 9 貴賓用机



図2-81 貴賓用浴室



図2-82 階段手摺り飾り



図2-84小シャンデリア



図2-83 同(2)



図 2 - 8 5 玄関灯



(3)天皇横浜復興視察

関東大震災から5年半が経過した昭和4年4月23日、昭和天皇は復興めざましい横浜を行幸することが決まった。正式には4月19日に、宮内大臣一木喜徳郎から横浜市長有吉忠一宛に次の通知が届いた。42)

昭和四年四月十九日

宮内大臣 一木喜徳郎

横浜市長有吉忠一殿

通牒

天皇陛下来二十三日横浜へ行幸可被為在旨被仰出候

一、御発著割 別紙ノ通

一、鹵 簿 天皇略式自動車鹵簿

一、宮廷列車ノ編成竝乗組割別紙ノ通

(別紙)ノー

御発著割 四月二十三日

午前九時 宮城御出門

同 九時十分 東京駅御発車

同 九時五十分 横浜駅御著車

神奈川縣庁 県立高等女学校

生糸検査所 商工奨励館

横浜市立小学校 奉迎会式場

震災記念館へ行幸

午後三時三十分 横浜駅御発車

同 四時十分 東京駅御著車

還幸

「横浜復興誌」は当日の様子を克明に記している。天気は快晴であった。定刻通り午前9時50分、天皇と一木宮内大臣以下を乗せた御召列車が横浜駅三番ホームに到着した。 池田県知事、山本横須賀鎮守府司令長官、有吉横浜市長等の勅任官達がホームで出迎え、 県市議会議員、復興功労者三百名が改札構内で奉迎した。駅前広場(現在の東口)には奉 迎ゲートが作られており、下には多摩川の小砂利が敷き詰められていた。

まず鹵簿一行は、国道1号線を平沼橋で右折し、岡野町を抜けて県立高等女学校(現在の平沼高校)に着く。池田知事の先導で理科室を視察の後、グランドで中高生の体操などを見る。10時15分に女学校を出発して、生糸検査所に向かった。

5分後に生糸検査所に到着した。ここでは、山本農林大臣らが玄関に出迎え、芳賀所長が検査室等を案内した。10時59分に検査所を出発し、神奈川県庁に向かった。

生糸検査所から県庁は約800メートルの距離である。11時過ぎに、鹵簿一行は日本 大通りの県庁正門に到着する。天皇は鈴木侍従長、奈良武官長、一木宮相らの高官を従え て三階の便殿(当時は貴賓室と呼ばれ、現在は第三応接室となっている)に入った。 小休憩の後、次室で平沼亮三市会議長や原富太郎元横浜復興会長らの単独拝謁を受け、 県会議場で第六階以上の資格ある者や高等官五百名余りに拝謁した。続いてまた便殿に戻 り、知事及び市長から、復興の状況について委曲の奏上を受けた。正庁には県下の重要産 品や復興の図表、博物標本が展示され、これらを視察の後正午となり、昼食を3階の便殿 (貴賓室)でとられた。

午後1時20分に屋上に上がり、さらに機械室の上に特設した檜皮葺白木造りの展望室に登り、双眼鏡で鶴見・川崎方面の復興状況や港湾の整備状況を視察された。なお元金沢文庫長の真鍋俊照氏によれば、この白木の行在所はこの後金沢文庫に移築され、青年子女の黙想所として利用され、戦後間もなく焼失(落雷と言われている)したと筆者に語られたが今日その真偽ははっきりしない。



図2-86 県庁屋上に特設された行在所

出典 横浜復興誌第4編

1時50分に県庁を出て、日本大通りを挟んではす向かいにある商工奨励館に向かった。田村横浜市助役の先導で展示された内外重要商工品をご覧になり、25分ほどで横浜尋常高等小学校に向かった。

2時20分に学校に到着し、児童1,800人の体操実技などを見た後、横浜公園内の 運動場(後に横浜平和球場となり、現在は横浜スタジアム)の市民奉迎式場に2時31分 に到着した。ここでは有吉横浜市長が奉迎文の奉読し、万歳三唱や君が代で奉迎している。

2時46分にここを出発し、市役所前から吉田橋、伊勢佐木町を抜けて、52分に野毛 山公園前に建設した震災記念館に到着し、震災当時の写真や絵画を見る。

3時20分にここを発ち、横浜駅に3時30分に到着し第四プラットホームから御召列車で還幸された。

以上が昭和4年4月23日・昭和天皇の横浜来臨の概要である。天皇が訪問した施設の内、県庁舎と生糸検査所、県立高等女学校、横浜尋常高等小学校はいずれも関東大震災で壊滅した施設を復興したものであるが、今日まで残っているものは神奈川県庁舎だけである。商工奨励館は平成12年に横浜市情報文化センターとして十二階建ての高層ビルへと衣替えしたが、外壁3面と中央階段室は保全されている。

県立高等女学校は県立平沼高校となり、昭和60年代に解体され、新装の校舎になっている。

横浜尋常高等小学校は昭和16年に横浜国民学校となり、昭和20年5月の大空襲で体育館が被災したが、本体は無事であった。戦後校舎は駐留軍に接収され、横浜国民学校は吉田国民学校に統合され廃校となった。昭和23年に接収解除とともに横浜市立港中学校となる。そして昭和56年に解体され57年に新校舎に生まれ変わっている。

野毛山の震災記念館はその後博物館が併設され、結婚式場を経た後解体され、現在は横 浜市立中央図書館となっている。

第6節 神奈川県庁舎の後世への影響

(1) 佐野利器の信念

1928年(昭和3)11月1日に落成・開庁式を挙行した。この式典には震災復興と昭和天皇御大典記念という二重の意味が含まれていた。この式典で工事報告をした佐野利器は、当日の新聞⁴³⁾に次のような発言をしている。

「私は公共の庁舎については荘重な日本趣味を強調した建築を建てたいものとながく考えてゐたが、たまたま神奈川県庁の建築に関係することとなりその理想を実現する機会を得たことはうれしい。 中略 玄関やタワーなど日本趣味の横溢した感じや室内の装飾など自分ながら何んともいへぬ気持に出来た。これで私の建築が生まれ出たやうな気持ちがする。」

神奈川県庁舎は、佐野が意匠面ばかりでなく、構造設計の面でも関東大震災後に取り組んだ本格的建築である。今日なら十分RC造で十分であったろうが、SRC造としておりあたかも要塞のような頑健な建物となっている。

そして佐野利器の日本趣味の建築に対する信念をさらに固めたと推定できる事実がある。 それは昭和6年2月20日に宮内庁一行が、「神奈川県庁を今後の庁舎のお手本に」との天 皇直々のお言葉により視察したことである。横浜貿易新報は、20日付けで「**もだん県庁・** 宮内省建築の御手本に・陛下の御言葉から・東洋趣味を愛でられ・けふ宮内省の諸員が県 庁を視察する」とタイトルをうち、午後2時に内蔵頭・大谷正男、内匠頭・東久世秀雄、 入江審査局長ら宮内省職員15名が来県・参観するとしている。そして記事の最後に「陛 下度々行幸に御座所としてその建築様式に対してお褒めの御言葉があったもので県でも名 誉この上もないといっている。」と結んでいる。⁴⁴

なおこの時点で、天皇が実際に神奈川県庁舎を行幸したのは、完成直後の昭和3年2月4日に行われた横浜港沖での「大礼特別観艦式」の際と、昭和4年4月23日における横浜震災復興視察の際の最低2回あったことははっきりしている。

そしてこの昭和6年2月という時期は「日本趣味ヲ基調トスル東洋式トスルコト」との様式規程をめぐって大問題となった帝室博物館の競技設計の真最中である。雑誌「国際建築」の2~3月号には牧野正巳が「国粋的建築か国辱的建築か」と題する日本趣味建築批判の論文を発表しており、同年6月号は帝室博物館コンペの結果と共に前川国男の「負ければ賊軍」が掲載されている。即ち、モダニズムを唱導しようとするサイドから轟然と日本趣味建築批判がわき上がっていた時期なのである。前年の昭和5年に、佐野利器は名古屋市庁舎のコンペで審査委員長として、神奈川県庁舎よりさらに日本趣味を露骨にした案

を一等に選んでいた。

そして雑誌「建築世界」誌が、昭和6年10月号で公表した東京市庁舎のコンペに当たってのアンケートで、佐野は長文の回答をしている。その中で帝室博物館は「日本趣味を基調とした東洋式といふことのために問題を惹起したのである。 中略 日本趣味が欲しいならば日本趣味を基調とするといふことで、沢山ではなかったらうか」とし、新市庁舎の様式については「一般建築物殊に市庁舎は如何かと言ふに私は出来得るならば日本趣味を基調としたものにしたい。」と述べる。そして中村順平が強く批判したコンペの際あらかじめラインプランを提示することも「多数の人が容易に応ずる様に、条件を容易にして欲しいものである、プランのラインドローイングの提示することについては議論もある様だが、市庁舎の如きはどうしてもプランを提示しなければならぬ。」と述べている。これらの発言からは、なんと批判されようと、佐野のコンペに対する鉄の意志にも似た信念が感じられる。

その後、昭和9年の静岡県庁舎建築懸賞設計競技においても審査委員長として泰井武の 日本趣味スタイルの案を一等当選にしている。また顧問として参画した昭和13年完成の 愛知県庁舎では、やはり名古屋城との調和を意識した日本趣味のスタイルが選択されている。

あたかもコロンブスの卵のように、小尾がルネサンス風の事務所ビルに五重塔をデフォルメして塔をのせたアイディアが、いつしか佐野利器という建築界の巨人を通して、より具体的な形をもって神社仏閣や城郭スタイルの屋根と西欧風本体との合体化が進んでいった。最終的には旧満洲国新京の官衙建築に至るまで、そのデザインに強く影響を与えることとなる。45)

筆者は、佐野のこうした信念が、遡れば明治43年の「我國将来の建築様式を如何にすべきや」の討論会で辰野金吾が総括として「将来建築様式は洋式を体としてこれに我が国固有の美術的装飾のある部分を被覆として発展するものと信ずるものであります。」との発言に至ると考えている。この討論会は国会議事堂を暗に意識したものとされているが、結局は国会議事堂がルネサンスの西欧古典様式で造られてしまい、辰野の思いは佐野に引き継がれ、神奈川県庁が一つの解答例として実現した。

なお文化人が神奈川県庁を評価した例に、1933年3月に来日したイギリスのノーベル文学賞作家バーナード・ショーがいる。神戸、大阪、京都を廻って6日にエムプレス・オブ・ブリテン号で横浜港に着いたが、どこでも日本の事物に対し辛辣な評価を下しているが、散歩の際神奈川県庁舎を見て「大建築といふものは釣合がよければそれだけで美を構成する。この建物はいい例だよ。」46)と微妙な表現ながら好意的評価を下している。

しかし完成した神奈川県庁舎に対して、新聞各紙での大仰な賛辞が書かれる一方で、建築家の評価は意外なほど見当たらない。先述の牧野正巳の国粋主義建築批判でも、その矛先は名古屋市庁舎や軍人会館であり、神奈川県庁には言及していない。

(2)名古屋市庁舎コンペ

名古屋市は明治22年10月1日に市町村制が敷かれ、名古屋区から生まれ変わったも

のである。初代の市役所は栄町5丁目にあった旧区役所を使用していたが、明治40年10月に焼失し、明治42年に木造庁舎を現在の中区役所の地に建設した。その後の名古屋市の発展はめざましく、すぐに手狭となり、新たな市庁舎の必要性に迫られていた。

そこで昭和3年の御大典記念事業として、名古屋城三の丸の現在地に新庁舎を建設しその外観を懸賞競技で募集することが市議会で議決され、昭和4年10月から5年1月にかけてコンペは実施された。 審査委員は佐野利器、鈴木禎次、武田五一、土屋純一、佐藤功一、三沢寛一(名古屋市助役)の6人である。この懸賞競技設計は大体神奈川県庁舎の場合と同様のやり方であるが、要点は次の通りである。

あらかじめラインプランを渡している。

当選した設計図面は実施に当たっては取捨変更がされる。(募集規程15条) 建築様式は任意とする。(設計心得)

正庁の位置は正面中央で御真影は南面させること。(設計心得)

応募案は神奈川県庁舎の398件をはるかにしのぐ559件にのぼり、前川国男もモダニズムの案で応募している。審査結果は次のようになった。

金賞(五千円円) 一等 平林金吾(東京市外青山穏田173)

銀賞(二千五百円、以下同じ) 二等一席 荒木栄一(荏原郡新井宿西沼698)

銀賞 二等二席 杉原啓一郎(豊多摩郡杉並町阿佐ヶ谷876)

銅賞(千円、以下同じ) 三等一席 村野嘉寿夫(千葉県市川町新田267)

銅賞 三等二席 山田 昭(大阪市東区京橋参丁目75)

銅賞 三等三席 竹橋敏太郎(東京市神田区美土代町参丁目6)

銅賞 三等四席 池田正己(府下杉並町天沼843)

田丸潤身(本郷区弓町2ノ26青山方)

銅賞 三三年 三等五席 杉原修蔵(東京市調布区三軒家町 5)

大塚軍二(川崎市堀之内66)

図2-87 金賞 平林金吾案



図2-88 銀賞一席 荒木栄一案



図2-89 銀賞二席 杉原啓一郎案



この結果が公表された後、神奈川県庁の盗作あるいは剽窃説を心配してか、審査委員の 佐藤功一が建築学会の求めに応じて審査過程などについて建築雑誌(昭和5年2月号)に 興味深いコメントをしている。このコメントは当時の審査手順を具体的に示すものとして 大変貴重なものである。要約すると次の通りである。

応募数は前例のない多数に上った(559件)。締め切りの1月15日正午に間に合わなかったのが16件あったが、たとえ2分遅れでも失格とした。

従来の審査は、審査員一人位が立ち会いのもとで、事務局で設計応募規程に抵触しているかなど基本要件で甲と乙に2分類してきた。しかし今回は地元の関心が極めて高くこの事前チェックは一切やらず、審査の前日に図面の包装を開いた。それでも地元紙から前日開封はおかしいと言われた。

実際の審査は次の六段階で行われた。

- 第1次 1月25日午前10時から午後4時 すべての応募図面からエレベーションだけを取り出し、128件に絞った。
- 第2次 午後4時から午後6時20分 透視図を参考に61件に絞った。

- 第3次 1月26日午前10時半から12時半 プランやセクションすべての図面に目を通し、24点に絞った。
- 第4次 食事の後から午後2時半 審査員が意見を交わし、13件に絞った。
- 第5次 2時半から3時半 13件に審査員が各案に点数を付けて、総計点で順位を付けた。
- 第6次 3時半から5時半

緊張した雰囲気での議論の末意見が一致して最終結果を得た。直ちに審査報告 を作成、各委員が署名捺印し市長に提出して終了した。

応募案で一番多いのが、大阪府庁舎当選図面のファサードに似たもので、正面の稍々 奥へ引込んだ所の真中に塔を立てたものだった。塔の高さは、高いものは二百尺に及 び その形状は日比谷の公会堂や、神奈川の県庁或いは早稲田の講堂の塔に似たもの があった。これを剽窃なりとする者もあるかも知れないが、暗示を受けて設計したも ので、剽窃ではない。

軒先に連続的な装飾を付けたものが多かった。

最近はやりの横の線を強調する連窓タイプは少なかった。

建築デザインにおける盗作とか剽窃は、厳密に定義づけるのは困難である。しかし公開されることが前提の設計コンペにあっては、応募者は少しでもそうしたそしりを受けないような独自性や創造性に配慮すべきであることは言うまでもない。そこに建築家は呻吟・努力し、成果の喜びも存するのである。

また選定する審査委員の立場も同じである。たった4年前の神奈川県庁舎コンペの余韻がさめていない時期である。神奈川県庁舎が完成してから1年しか経っていない。しかし多分誰が見ても、名古屋市役所は神奈川県庁に似ているという印象を持つに違いない。佐藤功一のコメントは、似ているものは暗示を受けただけで剽窃ではないとしているが必ずしも剽窃と暗示の違いは明確でない。逆に言えば、審査委員サイドは、官公庁舎のあるべき姿として神奈川県庁スタイルがいいのだという強い意思表明であったとも考えられる。あるいは良いものは真似をしてもいいという日本的風土も考えられる。なぜなら、辰野金吾らの明治期の建築家達はほとんど西欧古典主義の模倣に努めてきたからだ。

金賞の平林案はまだしも、銀賞の荒木栄一案に至っては小尾嘉郎の五重塔をデフォルメ した屋根を瓦屋根に戻し、塔の位置を少し奥にずらしたにすぎないひどいものだ。今日で あれば著作権法に基づいて嘉郎が提訴しても不思議ないかもしれない。

佐野利器や佐藤功一は官公庁コンペ審査委員の常連である。あえて言うなら、建築界の権力そのものであった。佐野利器は嘉郎にとって東京市時代の上司であり(といっても雲上人に近い)、審査員の一人の鈴木禎次は嘉郎の恩師であった。後年嘉郎は家族に、「名古屋市役所は自分の案の真似だ」とそっともらしたと言う。それは建築家として悔しさもあったろうが、ある種の喜びに近いものがあったかもしれない。

平林は昭和8年10月1日の落成式の日にプレスの問いに次ぎのコメントをしている。「私は名古屋の近郊西春日井郡豊山村で生まれ毎日お城を眺めて育ちましたので、あの金鯱城が頭にこびりついていました。だから応募にあたってお城を取り入れ、ローカルカラーを鮮明に浮き出すことに苦心しました。たまたま当時の建築界に東洋趣味、日本趣味が台頭していましたので、これを加味したのでしたが、その表現が屋上の高塔 - 名古屋城の櫓なのです。新庁舎の写真を見ますと私の苦心の結晶というべき塔が設計通りに完成し、狙いどころが巧みに表現されていますのは私としても最も大きな喜びです。また内部の天井その他に、日本趣味が豊かに浮き出され、材料も本場の陶磁器、美濃産の大理石などが多く使われ、地方色も極めて鮮明に調和も申分ありません。私の苦心を遺憾なく表現して下さった現場監督者に深甚な感謝の意を表する次第です。」

工事は大倉土木が請け負い、昭和6年11月3日の明治節に地鎮祭がなされ、昭和8年9月6日に完成している。着工直前の9月18日に満州事変がおこり、日中戦争の泥沼に突入していく時期のこととて、屋上の高射砲設置の補強工事など、多くの設計変更がなされた。こうしたプロセスを主任技術者として桑原栄治は経験し、後の満州国における官庁建築に生かしていくことになる。

また金賞の平林がこの実施設計に関与することはなかった。小尾嘉郎が神奈川県に招聘されながらすぐ辞めてしまったことが、悪しき(?)前例となったのかもしれない。官側からすれば、一等当選者を招聘しないよい口実になっていた。そしてなによりもこのコンペが外観意匠のアイデイアコンペにすぎなかったことである。外観デザインのコンセプトさえ手に入れば、設計は十分自前でやれ、原案作成者はもはや必要としなかったからである。

事実審査員の佐藤功一は前述のコメントの中で、「名古屋市庁舎の懸賞に於ては審査規程 や心得を見ても分かる通り、大体其プランは当局者が決めたやうなもので、 - 中略 - 要す るに此懸賞図案は立面図の巧拙適不適を見出すことに集注せられたものである。」と語って いる。

実施設計は桑原のもとで、名古屋高等工業出身の松山基軌と一年後輩の藤井信武が担当した。特に藤井は内部意匠のチーフとして名古屋城本丸御殿を念頭に設計した。この名古屋市役所は保全状態もよく、華麗な雰囲気を今日でも十二分に伝えている。玄関入り口付近の階段や壁に使用されている大理石は山口県産の「小桜」で、国会議事堂工事の余材であったという。

(3)愛知県庁舎

なお名古屋市役所と並んで立つ愛知県庁舎も昭和10年10月に工事着手し、昭和13年3月に完成している。元々愛知県庁舎改築の動きはすでに大正15年に始まっていた。昭和3年に庁舎改築案が県会に提出されたが、否決されている。本格的に動き出すのは昭和8年からである。ところで愛知県庁舎の設計は、神奈川県庁舎や名古屋市庁舎と同様に、一般設計競技で行われたと筆者は勘違いしていた。事実「公共建築」誌の愛知県庁舎の紹介では1万5千円の懸賞金付きで、一般公募の結果、西村好時・渡辺仁氏案が採用されたと記述されている。しかし近江栄氏著の「建築設計競技」(昭和61年刊、鹿島出版会)に

もそのことは書かれておらず、筆者の長年の疑問であった。この疑問にはっきりと回答を出してくれたのが、瀬口哲夫(名古屋市立大学芸術工学部教授)氏の「C&D」誌、200年夏、122号の論文「名古屋をつくった人々」である。

結果から言えば、一般公募の形は採らず、古典様式を得意にした西村好時と、昭和6年実施の東京帝室博物館コンペで一等となった渡辺仁の二人に外観パースを作成依頼したのではないかということである。この二人の案を基に、顧問として招聘された佐野利器と土屋純一、さらに篠原英太郎知事らで構成される委員会で検討がなされた。瀬口教授は「西村案の長所も採用されたかもしれないが、愛知県庁舎の基本設計は渡辺仁案によったということができよう」としている。しかも検討会議をリードしたのは佐野利器であり、結果も佐野好みの帝冠様式に落ち着いていることから瀬口説は有力説と言ってよいだろう。

しかしこの県庁舎に高塔はなく、名古屋城天守閣に模した櫓が鉄骨鉄筋コンクリートの 六階の要所要所に乗っている。当時の公式記録では日本趣味ヲ基調トシタル「近世式」の 様式であるとしている。時代の厳しさであろうか、内部は市役所に比べてかなり簡素なも のとなっている。

いずれにせよ、愛知県庁舎と名古屋市役所の二つの帝冠様式建築は名古屋市三の丸官庁街のシンボルとして聳立している。





銅板葺きの屋根が緑青を吹き美しい景観である。

第2章 註

- 1) 横浜貿易新報 大正13年11月12日
- 2) 同紙 大正14年 4月17日
- 3) 官吏進退記 神奈川県立公文書館所蔵
- 4) 横浜貿易新報 大正14年 5月 6日
- 5) 同紙 大正14年 8月 5日
- 6) 同紙 大正14年 8月10日
- 7) 同紙 大正14年 8月20日
- 8) 7)に同じ
- 9) 神奈川県廳物語、神奈川県、平成元年3月、P48
- 10) 開庁式綴 神奈川県立公文書館所蔵
- 11) 神奈川県職員録、大正15年5月1日版 神奈川県立公文書館所蔵
- 12) このパラグラフは、近江栄:建築設計競技・コンペティションの系譜と展望、鹿島出版会、昭和61年12月刊、を参照させていただいた。
- 13) 建築雑誌、昭和11年10月号
- 14) 明治43年5月30日と同年7月8日の2回開催されている。 建築雑誌明治43年第282号及び建築雑誌明治43年第284号
- 15) 佐野博士追想録、佐野博士追想編集委員会、昭和32年11月、P11
- 16) 13)に同じ
- 17) 建築雑誌、大正8年1月号
- 18) 13)に同じ
- 19) 下田菊太郎:思想と建築、コピー復刻版、日本建築学会図書館蔵
- 20) 公共建築、官庁営繕草創のころ、営繕協会、昭和51年1月号、P79~83
- 21) 北原遼三郎:「明治の建築家・妻木頼黄の生涯」現代書館、2002年6月、P181
- 22) 鈴木博之:「日本の近代10、都市へ」、中央公論新社、1999年
- 23) 10)に同じ
- 24) 神奈川県庁舎競技設計図集、洪洋社、大正15年8月
- 25) 同上
- 26) 神奈川県庁舎懸賞設計競技結果を報じた新聞として、朝日新聞、東京日日新聞、 時事新報、萬朝報、報知新聞、国民新聞、横浜貿易新報、都新聞の最低8紙は確 認できている。
- 27) 建築世界、大正15年8月号
- 28) 10)に同じ
- 29) 24)に同じ
- 30) 井上章一:戦時下日本の建築家、朝日選書、1995年7月、P48~50
- 31) 27)に同じ
- 32) 横浜貿易新報、大正15年10月1日
- 33) 神奈川県職員録、大正15年11月13日
- 34) 鳥井と川口の経歴については、震災復興功労調(神奈川県立公文書館蔵)に添付

- されている履歴を参考にしている。
- 35) 大林組本社社史資料室のご教示
- 36) 山口正三:「酒・煙草・酸素」、15)に同じ、P132
- 37) このパラグラフは、林良一氏論文「仏教美術における装飾文様(12) 宝相華」、 仏教芸術121号、毎日新聞社、昭和53年12月、を参考に記述している
- 38) 伊東忠太:奈良模様の起源に就て(下)、考古学雑誌第参巻第六号、考古学会、 大正2年2月、P310,なお伊東は「宝相花」と表記している。
- 39) 原田一敏:宝相華文の諸相、「日本の文様8 唐草・蔓」、小学館、昭和62年7 月、P163
- 40) 近藤豊:古建築装飾文様集成草木編、光村推古書院、昭和47年7月、P142
- 41) 日本陶業(株)総務課のご教示
- 42) 横浜復興史第4編、横浜市、昭和7年3月、P776~813
- 43) 東京日日新聞、昭和3年11月1日
- 44) 国民新聞、昭和6年2月20日にも同様の記事がある。
- 45) 越沢明:満州国の首都計画,日本経済評論社,1988 P188
- 46) 東京日日新聞、昭和8年3月8日